

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

報告事項件名	頁
1 足立区地域保健福祉計画（案）パブリックコメントの実施結果について・・・	2
2 福祉まるごと相談課の開設後の状況について・・・	4
3 令和5年度生活困窮者自立支援事業の実績報告について・・・	7
4 令和6年度ひきこもり支援事業について・・・	11
5 足立区障がい福祉センター条例施行規則の一部改正について・・・	13
6 特別養護老人ホーム整備方針見直しに伴う事業者公募の延期について・・・	18
7 特別養護老人ホームの新たな入所調整事務の実施について・・・	21
8 令和6年度認知症検診推進事業の実施について・・・	22
9 令和5年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について・・・	24
10 地域包括支援センター千住本町の契約解除及び受託者変更について・・・	29
11 令和5年度 生活保護の執行状況について・・・	31
12 生活保護法改正による高等学校等卒業後に就職した者への 「就職準備給付金」の支給について・・・	46
13 【追加】生活保護世帯の大学生等に対するアンケート調査結果について・・・	47
14 「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に 関する答申の再検証について・・・	49

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	足立区地域保健福祉計画（案）パブリックコメントの実施結果について																														
所管部課名	福祉部 福祉管理課																														
内容	<p>足立区地域保健福祉計画（案）について、パブリックコメントを実施したので結果を報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施結果について</p> <p>(1) 募集期間 令和6年3月25日（月）から令和6年4月24日（水）</p> <p>(2) 受付状況 ア 個人：11人（19件） イ 団体：3団体（3件）</p> <p>(3) 受付方法 全件区ホームページ意見フォームより受付。郵送、FAX、窓口持ち込みはいずれもなし。</p> <p>(4) パブリックコメント実施の周知方法 ア 足立区ホームページへの掲載 イ あだち広報（令和6年3月25日号）への掲載 ウ 福祉部福祉管理課（区役所本庁舎北館1階）での実施のお知らせの閲覧及び配布 エ 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）、政策経営課（区役所本庁舎南館9階）での実施のお知らせの配布</p> <p>(5) 意見の概要および区の考え方</p> <table border="1" data-bbox="453 1415 1406 2029"> <thead> <tr> <th></th> <th>分類</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>重層的支援体制整備事業に関すること</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>障がい者施策に関すること</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>地域団体活動、地域福祉の担い手に関すること</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高齢者施策に関すること</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>個別計画、関連計画との整合に関すること</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>防災施策に関すること</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>地域生活に関すること</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>本計画策定で実施したアンケートに関すること</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>22件</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細は別添「足立区地域保健福祉計画（案）パブリックコメント意見に対する区の考え方」のとおり</p>		分類	件数	1	重層的支援体制整備事業に関すること	4件	2	障がい者施策に関すること	4件	3	地域団体活動、地域福祉の担い手に関すること	4件	4	高齢者施策に関すること	3件	5	個別計画、関連計画との整合に関すること	3件	6	防災施策に関すること	2件	7	地域生活に関すること	1件	8	本計画策定で実施したアンケートに関すること	1件		合計	22件
	分類	件数																													
1	重層的支援体制整備事業に関すること	4件																													
2	障がい者施策に関すること	4件																													
3	地域団体活動、地域福祉の担い手に関すること	4件																													
4	高齢者施策に関すること	3件																													
5	個別計画、関連計画との整合に関すること	3件																													
6	防災施策に関すること	2件																													
7	地域生活に関すること	1件																													
8	本計画策定で実施したアンケートに関すること	1件																													
	合計	22件																													

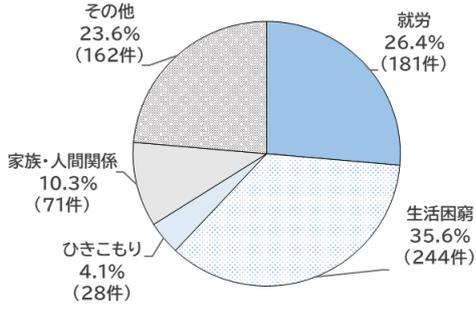
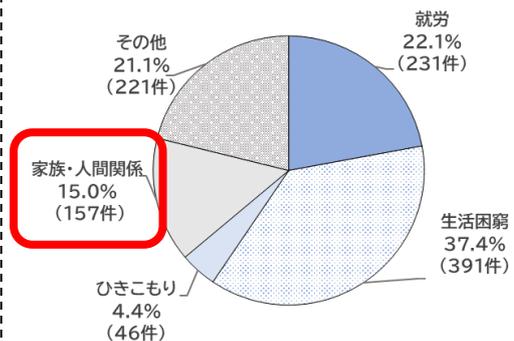
2 足立区地域保健福祉計画策定についての今後の予定

- (1) 6月下旬～7月中旬 地域保健福祉計画策定部会（書面開催）にて審議
- (2) 7月31日 地域保健福祉推進協議会にて審議
- (3) 8月21日 8月閉会中厚生委員会にて報告

7月31日の地域保健福祉推進協議会にて、実施したパブリックコメントを反映した計画に対し、委員から了承を得られれば、庁内各課、関係団体等へ計画の冊子を配布するほか、また、ホームページや広報誌を活用し、広く周知する。

厚生委員会報告資料

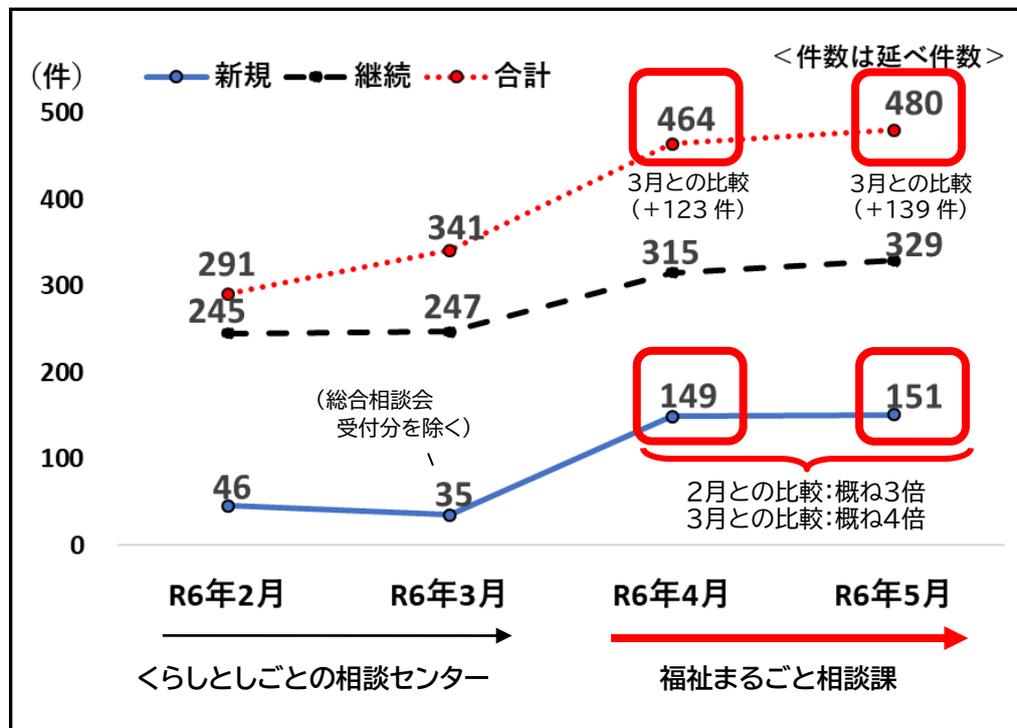
令和6年7月1日

件名	福祉まるごと相談課の開設後の状況について										
所管部課名	福祉部 福祉まるごと相談課										
内容	<p>令和6年4月に開設した「福祉まるごと相談課」における、重層的支援体制整備事業の一環である包括的相談支援などの状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 包括的相談支援とは 属性や世代、内容を問わず、どんな相談・困りごとにも包括的に受け止め、必要な支援を一緒に考える断らない相談支援</p> <p>2 包括的相談支援に係る人員体制 ()内は職員数 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="395 869 1406 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 869 900 954">～令和5年度 くらしとしごとの相談センター（16）</th> <th data-bbox="900 869 1406 954">令和6年度～ 福祉まるごと相談課（18）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 954 900 1028">■センター長（1）</td> <td data-bbox="900 954 1406 1028">■課長（1）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1028 900 1301">■生活相談係 係長（1）、係員（2） 生活サポート相談員（10）</td> <td data-bbox="900 1028 1406 1301">■包括的相談支援係 係長（1）、係員（2） 福祉まるごと相談員（5） ■西部拠点担当 係長（1）、係員（1） 福祉まるごと相談員（5）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1301 900 1384">■就労支援担当 係長（1）、係員（1）</td> <td data-bbox="900 1301 1406 1384">■ひきこもり支援担当 係長（1）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1384 900 1469">—</td> <td data-bbox="900 1384 1406 1469">■多機関協働担当 係長（1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 相談内容から見える傾向 令和6年4月以降も、就労や生活困窮に係る内容が多くを占める傾向は変わらないが、特に「家族・人間関係」の内容を含めた相談が増えている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="376 1711 852 2029">  <p>[3月：くらしとしごとの相談センター]</p> </div> <div data-bbox="900 1688 1414 2029">  <p>[4月～：福祉まるごと相談課]</p> </div> </div>	～令和5年度 くらしとしごとの相談センター（16）	令和6年度～ 福祉まるごと相談課（18）	■センター長（1）	■課長（1）	■生活相談係 係長（1）、係員（2） 生活サポート相談員（10）	■包括的相談支援係 係長（1）、係員（2） 福祉まるごと相談員（5） ■西部拠点担当 係長（1）、係員（1） 福祉まるごと相談員（5）	■就労支援担当 係長（1）、係員（1）	■ひきこもり支援担当 係長（1）	—	■多機関協働担当 係長（1）
～令和5年度 くらしとしごとの相談センター（16）	令和6年度～ 福祉まるごと相談課（18）										
■センター長（1）	■課長（1）										
■生活相談係 係長（1）、係員（2） 生活サポート相談員（10）	■包括的相談支援係 係長（1）、係員（2） 福祉まるごと相談員（5） ■西部拠点担当 係長（1）、係員（1） 福祉まるごと相談員（5）										
■就労支援担当 係長（1）、係員（1）	■ひきこもり支援担当 係長（1）										
—	■多機関協働担当 係長（1）										

4 相談件数の推移（月毎）

- (1) 令和5年度末（くらしとしごとの相談センター）と比較して、令和6年4月以降件数は増加している。
- (2) 令和5年度末と比較して、特に新規の相談件数が増加している。
 - ア 令和6年2月との比較：概ね3倍
 - イ 令和6年3月との比較：概ね4倍
- (3) 5月の相談件数も、4月と同程度で推移している。
- (4) 4月以降、アウトリーチによる相談支援件数も増えている。
- (5) 「福祉まるごと相談課」の名称から、支援を要する区民にとって気軽に相談できる「わかりやすい相談窓口」につながり始めている。

【相談件数の推移】



【参考：相談形態別の推移】

(単位：件)

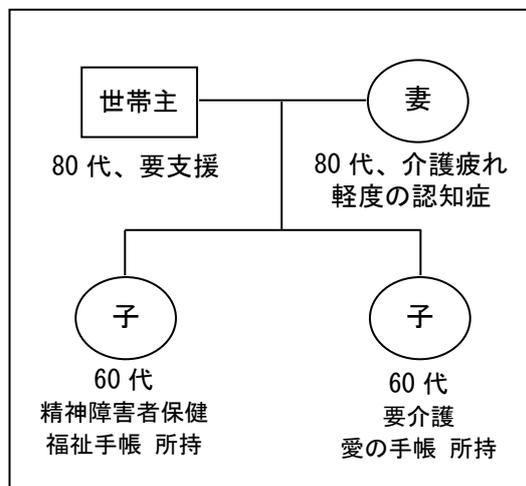
		電話	来所	予約面談	アウトリーチ	その他	計
令和6年	2月	175	16	77	0	23	291
	3月	167	24	85	0	65	341
	4月	254	51	119	13	27	464
	5月	268	71	121	12	8	480

5 重層的支援体制整備事業開始による変化

- (1) 複雑化した事案への調整役が出来たことで、各所管から、支援に必要な情報の一元化が可能となった。
- (2) これまで各制度・分野に基づき、個別に支援していた支援機関間の状況が見える化され、支援実施の役割分担と、目指す方向性を共有できるようになった。
- (3) 集まった情報のもと、庁内でのケース会議（支援会議）により、多機関の視点で課題を解きほぐし、多角的な検討に基づく支援策を見いだすことにつながっている。

【参考】複雑化した相談内容実例 □：男性、○：女性

■例1 複雑化した課題を抱える4人世帯



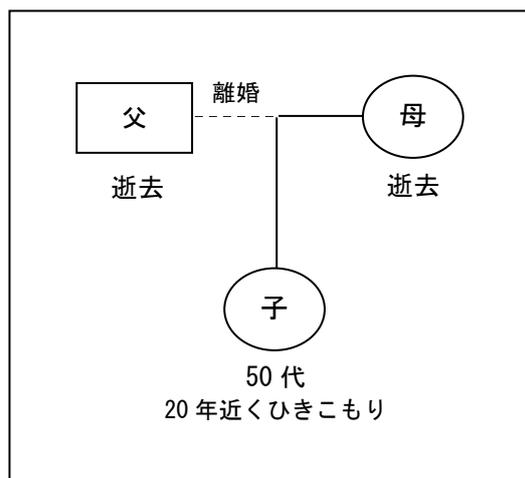
〔概要〕

- ① 老老介護の状態
- ② 複雑な人間関係
- ③ 妻の介護負担の軽減が必要
- ④ 4人それぞれに必要な福祉サービスの検討
- ⑤ 世帯主、妻の高齢化による没後の心配

▼ 多機関が協働

これまで個別に支援に入っていた機関をつないで会議を開催し、世帯全体として、共有した目指す支援の方向性が見える化した。

■例2 8050世帯で親が逝去したケース



〔概要〕

- ① 母と子の2人暮らし
- ② 生活全般を母が支援
- ③ 母が逝去し、子が一人きりになってしまった。
- ④ 子は手足の筋力低下
- ⑤ 家事や各種手続きが自らできず支援者がいない。

▼ 多機関が協働

福祉まるごと相談課が子との信頼関係を築き、関連所管と支援の方策を検討し、必要なサービスにつながり始めている。

6 今後の方針

- (1) 支援を必要とする区民が気軽に相談できる「わかりやすい相談窓口」を目指し、周知活動も続けていく。
- (2) 重層的支援体制整備に関する理解を深め、組織・分野横断的な連携体制を築くため、令和6年度から全庁的に研修を実施していく。

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	令和5年度生活困窮者自立支援事業の実績報告について																																
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課																																
内容	<p>令和5年度における、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援、就労準備支援、ひきこもり支援、居場所を兼ねた学習支援）の実績を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 自立相談支援事業 生活や仕事等に困る方々の各種相談を受け、必要な支援につなげる事業</p> <p>(1) 相談受付実績の推移</p> <div data-bbox="347 801 1362 1308" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>相談受付件数（年度推移）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>5,063</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>6,064</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>6,876</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>5,640</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>4,574</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) 相談件数の減少（令和4年度比 △1,066件）の主な理由は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、労働市場における人手不足から、就労支援機関を経由せずに就労に結びついているケースの増が考えられる。</p> <p>(3) 依然として、生活に困窮する方々の相談数は多いことから、個々に寄り添う丁寧な支援が引き続き必要である。</p> <p>【参考】 相談内容別内訳</p> <div data-bbox="718 1599 1436 2047" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>相談内容別内訳</caption> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活費・収入</td> <td>32.9%</td> </tr> <tr> <td>仕事探し・仕事上の不安</td> <td>26.6%</td> </tr> <tr> <td>病気・健康</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>家族・人間関係</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>こころ・希死念慮</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>住居</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>ひきこもり・不登校</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>介護・子育て</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	件数	R元年度	5,063	R2年度	6,064	R3年度	6,876	R4年度	5,640	R5年度	4,574	相談内容	割合	生活費・収入	32.9%	仕事探し・仕事上の不安	26.6%	病気・健康	12.3%	家族・人間関係	6.6%	こころ・希死念慮	6.1%	住居	5.0%	ひきこもり・不登校	2.8%	介護・子育て	2.6%	その他	5.1%
年度	件数																																
R元年度	5,063																																
R2年度	6,064																																
R3年度	6,876																																
R4年度	5,640																																
R5年度	4,574																																
相談内容	割合																																
生活費・収入	32.9%																																
仕事探し・仕事上の不安	26.6%																																
病気・健康	12.3%																																
家族・人間関係	6.6%																																
こころ・希死念慮	6.1%																																
住居	5.0%																																
ひきこもり・不登校	2.8%																																
介護・子育て	2.6%																																
その他	5.1%																																

2 就労準備支援事業（委託先：株式会社パソナ）

就労に必要な各種スキル取得のための準備支援

(1) 対象：すぐに就労が困難な方

(2) 就労準備支援事業参加者数・就労決定者数

ア 就労準備支援事業参加者数：183人（前年度比約9%増）

イ 就労決定者数：78人（前年度比約8%減）

→ 身体的事情や疾病など就労を阻害する要因を抱えた方の増

ウ 就労率：約42%（前年度比約6%減）

→ 就労に至らなかった105人に対しても、本人の意向や体調を考慮しながら、継続支援や別サービス利用などにつなげている。

(3) 支援内容例

相談者の能力や状況等に応じた支援、ステップアップ重視の支援を実施

ア 日常生活自立支援：早寝早起きなど生活習慣支援

イ 社会生活自立支援：コミュニケーション能力・ストレス対処力の養成

ウ 就労自立支援：就労・ボランティア体験、模擬面接

(4) 定着支援

就労後も、利用者・企業側双方に継続して支援・連絡することで、就労の定着、定着から自立へつなげるための支援を実施

→ 特に、3か月、6か月支援による定着率は、80%を超えている。

(5) 主な就労先職種

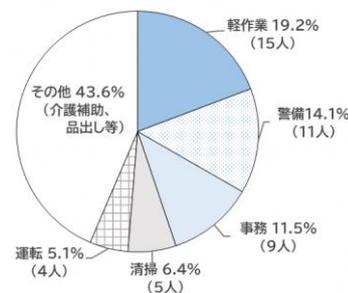
ア 軽作業(15人)

イ 警備(11人)

ウ 事務(9人)

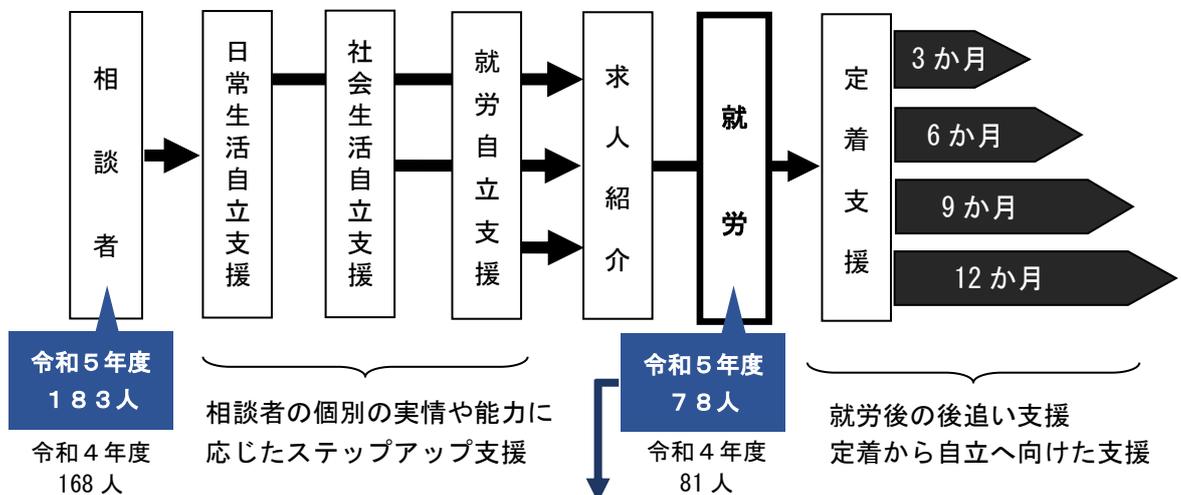
エ 清掃(5人)

オ 運転(4人) など



(参考) R4定着率
3か月：76.8%
6か月：64.7%

【参考】就労支援準備事業の流れ



就労に至らなかった105人に対しても、本人の意向や体調を考慮しながら、継続支援や別サービス利用などにつなげている。

3 ひきこもり支援事業（委託先：NPO 青少年自立援助センター）

世代を問わず、ひきこもりの当事者やその家族等に対する相談支援及び個々の状況等に応じた支援を実施

(1) 相談件数

延べ954件（前年度比約5%増）

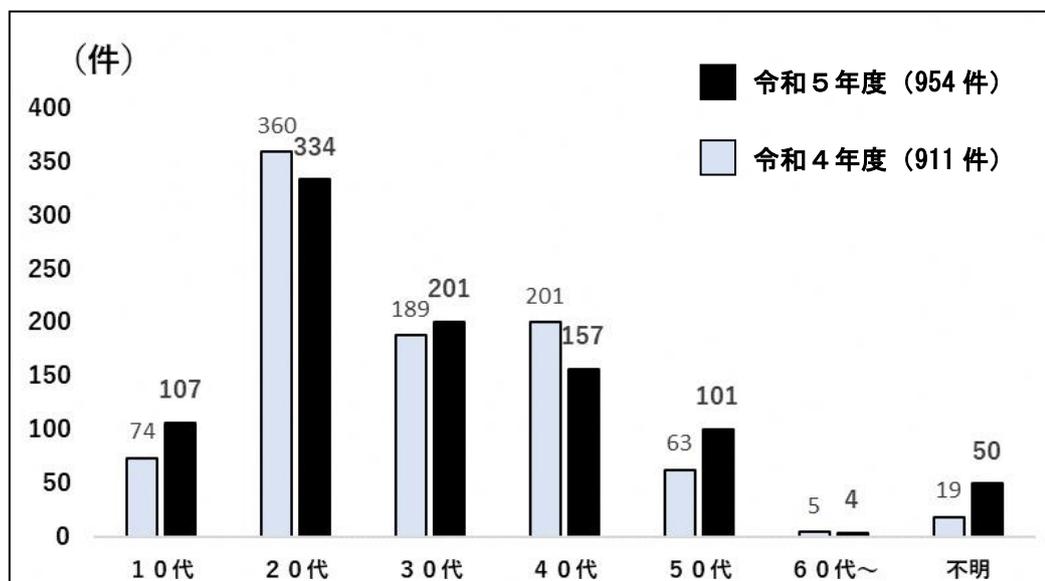
(2) 相談の傾向

- ア 最初の相談は、家族のなかでも母親からが最も多い。
- イ 本人の男女別では、男性が7割を超えている。
- ウ 新規・継続を含め、電話での相談が7割を超えている。

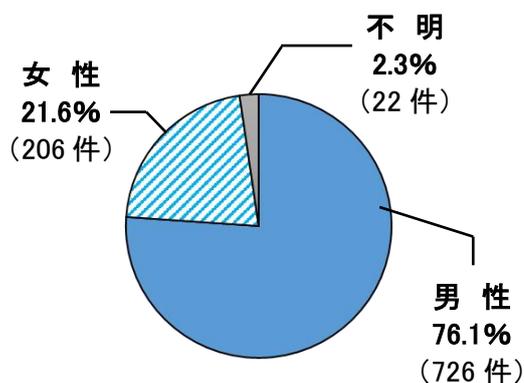
(3) 居場所支援

- ア 実績：新規14人
- イ 延べ利用者450人/年（37.5人/月）

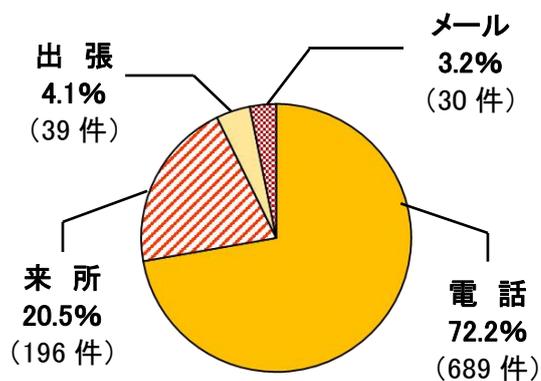
【参考】ひきこもり相談件数（当事者年代別）



【参考】相談傾向（当事者男女別）



【参考】相談方法（ツール別）



4 居場所を兼ねた学習支援事業（委託先：NPO カタリバ、NPO キッズドア）

学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所や学習支援、食事提供等の支援

(1) 対象

ひとり親世帯、低所得世帯の中高生など

(2) 支援内容

支援	内容詳細
居場所提供	ソファや漫画、ボードゲーム等を用意し、くつろいで過ごせる場所
学習支援	大学生等が中心の若いスタッフによるマンツーマン形式
食事支援	地域のボランティアや子ども食堂等との連携による支援
体験イベント	調理体験、食事準備、屋外での運動や音楽・美術鑑賞など

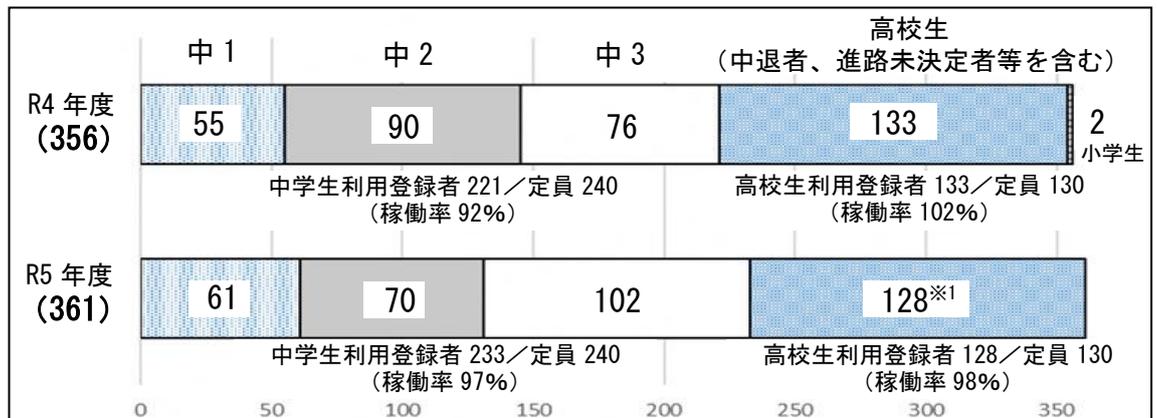
(3) 支援実績

ア 施設数・開設日数・用途等

施設数	開設日数	用途等
拠点（4か所）	週6日	居場所提供、学習支援、食事支援、体験イベント
分室（2か所）	週1日	主に高校生の自習室利用（中学生も利用可）

イ 利用登録者の学年別人数

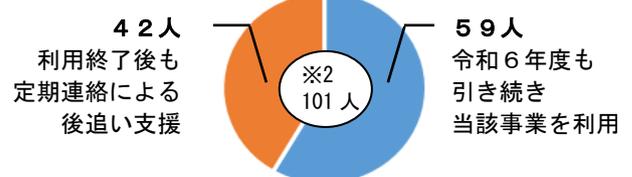
（単位：人）



(ア) 中学校やスクールソーシャルワーカー、ケースワーカー等から登録につながる生徒が増えており、利用者は昨年度から5人増の361人（前年度比約1.4%増）となった。

(イ) 中学3年生102人のうち101人※2が高校等へ進学した。

※1 高校生利用128人
高校中退となった利用者が5人いたが、継続した支援により、別高校への再入学や、就労に向けた支援等につなげた。



5 今後の方針

令和6年度から、重層的支援体制整備事業として、福祉まるごと相談課において、就労準備支援や家計改善支援などの生活困窮者自立支援事業や、ひきこもり支援を含め、包括的相談支援を実施していく。

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	令和6年度ひきこもり支援事業について																								
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課																								
内容	<p>令和6年度に予定しているひきこもり支援に係る主な事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和5年度の主な進捗</p> <p>(1) 三者の会の開催（令和5年度：7回開催） 当事者団体（家族会）、委託事業者、区で定期的に意見交換</p> <p>(2) 足立区ひきこもり支援協議会の設置 支援に係る検討の拠点として令和5年12月に新たに設置</p> <p>2 セーフティネットあだち（ひきこもり支援事業）支援場所の移転</p> <p>(1) これまでの経緯</p> <p>ア 令和5年度末でのセーフティネットあだち委託事業者の変更に伴い、従来（千住4丁目）の支援場所を継続利用できなくなった。</p> <p>イ 令和6年4月から委託事業者を変更</p> <p>ウ 暫定利用として区役所本庁舎別館1階会議室で運営中</p> <p>(2) 現在の検討状況</p> <table border="1" data-bbox="437 1200 1426 1503"> <thead> <tr> <th></th> <th>検討事項</th> <th>検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>移転先</td> <td>活用できるスペースを有する施設を検討中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移転時期</td> <td>令和6年11月予定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>移転先での事業展開</td> <td>「本人や家族への相談支援」と「本人の居場所支援」の両機能を充実</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支援検討部会の設置</p> <p>ひきこもり支援のより具体的な支援メニューなどを検討するため、令和5年度に設置した「足立区ひきこもり支援協議会（以下「協議会）」という。」の下に、新たに「支援検討部会（以下「部会）」という。」を設置</p> <p>(1) 協議会構成・部会構成（案）</p> <p>部会員は、日頃から支援の実務に携わる方を推薦・選出</p> <table border="1" data-bbox="437 1839 1426 2045"> <thead> <tr> <th></th> <th>協議会（22名）</th> <th>部会（10名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>2名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支援・当事者団体</td> <td>9名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>足立区</td> <td>11名</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 部会開催（予定） 年4回程度開催 ※ 協議会は年2回開催</p>		検討事項	検討状況	1	移転先	活用できるスペースを有する施設を検討中	2	移転時期	令和6年11月予定	3	移転先での事業展開	「本人や家族への相談支援」と「本人の居場所支援」の両機能を充実		協議会（22名）	部会（10名）	学識経験者	2名	—	支援・当事者団体	9名	6名	足立区	11名	4名
	検討事項	検討状況																							
1	移転先	活用できるスペースを有する施設を検討中																							
2	移転時期	令和6年11月予定																							
3	移転先での事業展開	「本人や家族への相談支援」と「本人の居場所支援」の両機能を充実																							
	協議会（22名）	部会（10名）																							
学識経験者	2名	—																							
支援・当事者団体	9名	6名																							
足立区	11名	4名																							

4 リーフレットの作成

従来のひきこもりへの認識に対し、本人やご家族の考えや思いを区民に啓発するためのリーフレットを新たに作成

- (1) 令和6年中完成目標
- (2) 部会で検討し、協議会に諮りながら作成
- (3) ひきこもり本人・家族の思いや、区のひきこもり支援情報も盛り込んだ内容を掲載
- (4) ひきこもりへのマイナスイメージや偏見、「就労につなげることが支援」という考え方などの解消
- (5) 区関連施設のほか関係機関に協力を依頼して配布

5 今後の方針・スケジュール（予定）

- (1) 支援場所の変更は、セーフティネットあだち利用者にとって新たな環境の変化となることから、事前に丁寧な説明を行い、不安や混乱を可能な限り軽減することを第一に対応していく。
- (2) 上記利用者への説明とともに、移転に係る地域への説明も実施していく。
- (3) 新たに設置する部会において、現在のセーフティネットあだちによる支援（相談、アウトリーチ、居場所など）のほか、新たに追加する具体的な支援メニューについて、検討を本格化していく。

【事業スケジュール（予定）】

年	月	事業内容
令和6年	4	セーフティネットあだち 本庁舎別館で暫定運用開始
	5	
	6	第1回協議会（書面開催）部会員を決定
	7	第1回部会
	8	第2回部会
	9	第2回協議会
	10	
	11	第3回部会、セーフティネットあだち移転
	12	ひきこもり支援に関する新リーフレット完成
令和7年	1	第4回部会
	2	第3回協議会
	3	

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	足立区障がい福祉センター条例施行規則の一部改正について						
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター						
内容	<p>1 概要</p> <p>厚生労働省による令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障がい児の通所決定内容を記載した通所受給者証の表記が変更となった。</p> <p>ついては、障がい福祉センターにおける食事提供の負担額区分の表記を変更する必要があるため、足立区障がい福祉センター条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 別表第2中、児童発達支援サービスにおける食事提供にかかる負担額を算定するための区分の表記について、次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="475 1010 1425 1352"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通所受給者証において、<u>食事提供加算対象者の欄に、加算1の記載がある者</u></td> <td>通所受給者証において、<u>負担上限月額</u>の欄に、<u>4,600円</u>の記載がある者</td> </tr> <tr> <td>通所受給者証において、<u>食事提供加算対象者の欄に、加算2の記載がある者</u></td> <td>通所受給者証において、<u>負担上限月額</u>の欄に、<u>0円</u>の記載がある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>5 今後の方針</p> <p>今後も食事提供にかかる負担額の算定を適正に行っていく。なお、本改正は利用者における負担額の変動を伴うものではない。</p>	改正前	改正後	通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の欄に、加算1の記載がある者</u>	通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>4,600円</u> の記載がある者	通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の欄に、加算2の記載がある者</u>	通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>0円</u> の記載がある者
改正前	改正後						
通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の欄に、加算1の記載がある者</u>	通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>4,600円</u> の記載がある者						
通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の欄に、加算2の記載がある者</u>	通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>0円</u> の記載がある者						

足立区障がい福祉センター条例施行規則の一部改正 新旧対照表

【別紙】

改正前					改正後				
足立区障がい福祉センター条例施行規則					足立区障がい福祉センター条例施行規則				
第1条～第12条 (略)					第1条～第12条 (略)				
別表第1 (第2条関係) (略)					別表第1 (第2条関係) (略)				
別表第2 (第7条関係)					別表第2 (第7条関係)				
施設		サービス等の内容	サービス等を受ける者	1食あたりの負担額	施設		サービス等の内容	サービス等を受ける者	1食あたりの負担額
種類	名称				種類	名称			
生活介護事業所	足立区障がい福祉センター生活体験室	生活介護事業	障害者総合支援法第22条第8項の規定により交付された「障害福祉サービス受給者証」(以下「障害福祉サービス受給者証」という。)において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円	生活介護事業所	足立区障がい福祉センター生活体験室	生活介護事業	障害者総合支援法第22条第8項の規定により交付された「障害福祉サービス受給者証」(以下「障害福祉サービス受給者証」という。)において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円

			障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、該当の記載がある者	300円				障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、該当の記載がある者	300円
自立訓練 (機能訓練)事業所	足立区障がい福祉センター社会リハビリテーション室	自立訓練(機能訓練)	障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円	自立訓練 (機能訓練)事業所	足立区障がい福祉センター社会リハビリテーション室	自立訓練(機能訓練)	障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円
			障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、該当の記載がある者	300円				障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、該当の記載がある者	300円
自立訓練 (生活訓練)事業所	足立区障がい福祉センター社会リハビリテーション室	自立訓練(生活訓練)	障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円	自立訓練 (生活訓練)事業所	足立区障がい福祉センター社会リハビリテーション室	自立訓練(生活訓練)	障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、非該当の記載がある者	400円
			障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、	300円				障害福祉サービス受給者証において、食事提供体制加算対象者の欄に、	300円

			該当の記載がある者					該当の記載がある者	
就労移行 支援事業 所	足立区障 がい福祉 センター 就労促進 訓練室	就労移行支 援（通所）	障害福祉サービ ス受給者証に おいて、食事提 供体制加算対象 者の欄に、非該 当の記載がある 者	400円	就労移行 支援事業 所	足立区障 がい福祉 センター 就労促進 訓練室	就労移行支 援（通所）	障害福祉サービ ス受給者証に おいて、食事提 供体制加算対象 者の欄に、非該 当の記載がある 者	400円
			障害福祉サービ ス受給者証に おいて、食事提 供体制加算対象 者の欄に、該 当の記載がある 者	300円				障害福祉サービ ス受給者証に おいて、食事提 供体制加算対象 者の欄に、該 当の記載がある 者	300円
福祉型児 童発達支 援センタ ー	足立区障 がい福祉 センター 幼児発達 支援室	児童発達支 援	児童福祉法第21 条の5の7第9項 の規定により交 付された「通所 受給者証」（以 下「通所受給者 証」という。）に おいて、食事提 供加算対象者の 欄に、対象外の 記載がある者	300円	福祉型児 童発達支 援センタ ー	足立区障 がい福祉 センター 幼児発達 支援室	児童発達支 援	児童福祉法第21 条の5の7第9項 の規定により交 付された「通所 受給者証」（以 下「通所受給者 証」という。）に おいて、食事提 供加算対象者の 欄に、対象外の 記載がある者	300円

			通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の</u> 欄に、 <u>加算1</u> の記載があ る者	230円				通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>4,600円</u> の記載があ る者	230円
			通所受給者証において、 <u>食事提供加算対象者の</u> 欄に、 <u>加算2</u> の記載があ る者	70円				通所受給者証において、 <u>負担上限月額</u> の欄に、 <u>0</u> 円の記載がある者	70円

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	特別養護老人ホーム整備方針見直しに伴う事業者公募の延期について																																																			
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																																																			
内容	<p>特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）は、令和2年の特別養護老人ホーム整備方針（以下「整備方針」という。）策定後、計画通り整備を進めているが、令和6年度に予定していた整備・運営事業者公募（令和9年度開設分）を延期し、整備方針見直しの検討を行う。新たな整備方針については令和7年3月に公表予定である。</p> <p>1 公募延期理由</p> <p>特養整備については、令和7年度末時点で第1整備目標（970床増/R3-7年度）に到達する見込みである。一方で、足立区では多床室の需要が高く、ユニット型個室に継続的に空床が生じているなど今後の特養の運営に関わるような課題が生じているため、新たな整備方針の公表（令和7年3月予定）までの間、公募を延期する。</p> <p>表1 特養整備状況 （ ）内は、新規に整備した数（内数）</p> <table border="1" data-bbox="411 1055 1382 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2 策定 時点</th> <th>R5 年度末 時点</th> <th>R7 年度末 時点</th> <th>R11 年度末 見込み※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備施設数</td> <td>26</td> <td>29 (3)</td> <td>33 (7)</td> <td>35 (9)</td> </tr> <tr> <td>整備目標床数</td> <td>2,813</td> <td>3,183</td> <td>3,783</td> <td>4,083</td> </tr> <tr> <td>実際の整備床数</td> <td>2,813</td> <td>3,188 (375)</td> <td>3,802 (989)</td> <td>4,102 (1,289)</td> </tr> <tr> <td>待機者数</td> <td>2,447</td> <td>2,163</td> <td>1,638</td> <td>1,449</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年度末までは計画通り整備した数字（着手済）、令和11年度末の見込みは公募を延期しなかった場合の数字</p> <p>表2 整備方針策定後に開設した3施設のユニット型個室の空床状況</p> <table border="1" data-bbox="379 1671 1426 1928"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">開設 時期</th> <th rowspan="2">定員 (人)</th> <th rowspan="2">空床 (人)</th> <th rowspan="2">空床率 (%)</th> <th colspan="2">区内平均空床率 (%)</th> </tr> <tr> <th>ユニット型</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設1</td> <td>R3. 4</td> <td>90</td> <td>23</td> <td>25.6</td> <td rowspan="3">13.5</td> <td rowspan="3">4.6</td> </tr> <tr> <td>施設2</td> <td>R4. 11</td> <td>96</td> <td>50</td> <td>52.1</td> </tr> <tr> <td>施設3</td> <td>R5. 10</td> <td>105</td> <td>18</td> <td>17.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3施設空床率は令和6年3月調査結果。多床室は、退所者と新規入所者の入替えのため生じる空床期間（2，3週間程度）を除けばいずれの施設も満床である。施設間の空床率の差は施設の立地、地域内の待機者数等の違いによるものである。区内平均空床率は令和5年1月</p>		R2 策定 時点	R5 年度末 時点	R7 年度末 時点	R11 年度末 見込み※	整備施設数	26	29 (3)	33 (7)	35 (9)	整備目標床数	2,813	3,183	3,783	4,083	実際の整備床数	2,813	3,188 (375)	3,802 (989)	4,102 (1,289)	待機者数	2,447	2,163	1,638	1,449		開設 時期	定員 (人)	空床 (人)	空床率 (%)	区内平均空床率 (%)		ユニット型	多床室	施設1	R3. 4	90	23	25.6	13.5	4.6	施設2	R4. 11	96	50	52.1	施設3	R5. 10	105	18	17.1
	R2 策定 時点	R5 年度末 時点	R7 年度末 時点	R11 年度末 見込み※																																																
整備施設数	26	29 (3)	33 (7)	35 (9)																																																
整備目標床数	2,813	3,183	3,783	4,083																																																
実際の整備床数	2,813	3,188 (375)	3,802 (989)	4,102 (1,289)																																																
待機者数	2,447	2,163	1,638	1,449																																																
	開設 時期	定員 (人)	空床 (人)	空床率 (%)	区内平均空床率 (%)																																															
					ユニット型	多床室																																														
施設1	R3. 4	90	23	25.6	13.5	4.6																																														
施設2	R4. 11	96	50	52.1																																																
施設3	R5. 10	105	18	17.1																																																

調査結果である。

2 整備方針見直しの理由

(1) 特養運営に関わる課題の解決

都による特養整備費用の補助要件として、施設全体定員数の7割以上のユニット型個室を設置することとしているため、施設が新たに開設するたびに、比較的安価である多床室が常に満床となる一方で、ユニット型個室に継続的に空床が生じ、特養の経営状況を圧迫する要因となっている。

(2) 都補助額の減額

ア 都は特養整備費用の4分の3について、整備を行う事業法人へ補助しているが、整備率(特養の総床数/区の65歳人口)が2%に達した場合、以降はユニット型新設部分に係る促進係数(特養建設を促す補助金への加算係数)が適用対象外となり、同条件の施設の建設であっても、他区と比べると都から受け取る補助金が少なくなる。

イ 現在整備している施設が完成する令和7年度末の整備率は2.2%(総床数:3,802床/65歳以上人口:172,530人)に到達するため、以降に整備を行う特養は補助金の増額がされなくなる。

令和3年度に補助金申請した特養と比較した場合、約1.2億円程度交付額が少なくなり、事業法人の負担額が増えるが見込まれる。

主な特養の居室の種別

(ユニット型個室) 完全な個室になっており、10室程度に区分けされた「ユニット」ごとに専任の介護職員が配置される。

(多床室) 複数人で1部屋を使用する。ユニット型個室に比べ利用料金が安価に設定されている。

3 整備方針見直しのスケジュール

令和6年5月～ 全施設実態調査(空床率、人材不足、経営状況等)

令和6年9月～ 区関連部署と特養施設長による検討会を実施

令和7年3月 新たな整備方針公表予定

4 新たな待機者対策

(1) 多床室、ユニット型個室をはじめ各施設の特徴や費用など、わかりやすく情報の発信を強化していくことで、申込者の選択肢の拡大を図っていく。

(2) 空床状況等を改善するため、年5回の入所検討委員会を毎月実施するなど令和6年12月から新たな入所調整事務を実施し、待機期間の短縮などを図っていく。

(3) 疾患等の様々な理由による長期間の待機者について、状況を調査、分析し、事情に応じた取り組みを行っていく。

5 今後の方針

(1) 今後の高齢者人口の推移及び入所状況を見極め、かつ、都補助を有効

活用した整備方針とする。

- (2) ユニット型個室の空床率改善や人材確保等の現場の課題については、特養の施設長との定期的な意見交換会により意見を聴取し、実施可能な取り組みを随時、行っていく。

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	特別養護老人ホームの新たな入所調整事務の実施について									
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課									
内容	<p>特別養護老人ホーム（以下、特養）の入所調整事務は「入所決定過程の透明性・公平性の確保、施設入所の円滑な実施」を目的としているが、現在「施設入所の円滑な実施」について下記の通り課題が生じている。</p> <p>区職員と特養職員による作業部会において検討を進めており、令和6年12月より新たな入所調整事務を実施する。</p> <p>1 入所調整事務の主たる課題と新たな入所調整事務における対応</p> <table border="1" data-bbox="328 795 1449 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 795 422 860"></th> <th data-bbox="422 795 954 860">課題</th> <th data-bbox="954 795 1449 860">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 860 422 1153">1</td> <td data-bbox="422 860 954 1153">入所希望者は、申込書提出後に入所検討委員会の結果を待つことになるが、委員会は年5回（3、5、7、10、12月）の開催のため、入所希望者が直ちに入所が可能な状況でも、入所まで3か月程度待たなくてはならない場合がある。</td> <td data-bbox="954 860 1449 1153">従前の年5回の入所検討委員会を、毎月（年12回）開催し、これに伴い対面開催を止め、書面開催に変更する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1153 422 1435">2</td> <td data-bbox="422 1153 954 1435">ユニット型個室において、入所検討委員会で承認された全ての待機者に対し、特養の職員から入所の意思確認をし終えても、空床が生じている場合がある。</td> <td data-bbox="954 1153 1449 1435">ユニット型個室に空床がある場合は、入所検討委員会を待たずに、ただちに施設で入所審査を行い、入所希望者へ入所意思の確認をすることを可能とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の方針</p> <p>(1) 区職員と特養職員による作業部会を月1回開催し、特養申し込み手続きの流れや関連書式、審査基準等を新たな入所調整事務に合わせて更なる工夫や変更を実施していく。</p> <p>(2) ユニット型個室の空床については、令和6年度より行っている特別養護老人ホーム整備方針の見直しの中でも改善方法を検討していく。</p> <p>3 これまでの経過及び今後の予定</p> <p>令和5年9月～6年3月 作業部会で新たな入所調整事務の骨子確認 令和6年4月～ 9月 作業部会で具体的事務処理内容を整備 令和6年10月～11月 各特養向け周知、説明会の実施 令和6年12月 新たな入所調整事務の実施 特養申込みの更新案内とあわせて区民へ周知</p>		課題	対応	1	入所希望者は、申込書提出後に入所検討委員会の結果を待つことになるが、委員会は年5回（3、5、7、10、12月）の開催のため、入所希望者が直ちに入所が可能な状況でも、入所まで3か月程度待たなくてはならない場合がある。	従前の年5回の入所検討委員会を、毎月（年12回）開催し、これに伴い対面開催を止め、書面開催に変更する。	2	ユニット型個室において、入所検討委員会で承認された全ての待機者に対し、特養の職員から入所の意思確認をし終えても、空床が生じている場合がある。	ユニット型個室に空床がある場合は、入所検討委員会を待たずに、ただちに施設で入所審査を行い、入所希望者へ入所意思の確認をすることを可能とする。
	課題	対応								
1	入所希望者は、申込書提出後に入所検討委員会の結果を待つことになるが、委員会は年5回（3、5、7、10、12月）の開催のため、入所希望者が直ちに入所が可能な状況でも、入所まで3か月程度待たなくてはならない場合がある。	従前の年5回の入所検討委員会を、毎月（年12回）開催し、これに伴い対面開催を止め、書面開催に変更する。								
2	ユニット型個室において、入所検討委員会で承認された全ての待機者に対し、特養の職員から入所の意思確認をし終えても、空床が生じている場合がある。	ユニット型個室に空床がある場合は、入所検討委員会を待たずに、ただちに施設で入所審査を行い、入所希望者へ入所意思の確認をすることを可能とする。								

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	令和6年度認知症検診推進事業の実施について																
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																
内容	<p>令和6年度認知症検診事業のスケジュールについて、以下の通り報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>認知症検診事業は、認知症の早期診断・早期対応を促進することを目的として、令和4年度から足立区医師会との協働で開始した。</p> <p>(1) 対象者 令和6年度に70歳を迎える方 (昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生まれの方)</p> <p>(2) 検診内容</p>																
	種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>集団検診</th> <th>個別検診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施日程</td> <td>令和6年 7月13日(土)、14日(日)</td> <td>令和6年 5月15日(水) ～8月31日(土)</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>足立区役所中央館2階 庁舎ホール</td> <td>区内指定医療機関(49か所)</td> </tr> <tr> <td>募集人員</td> <td>250人 (令和5年度200人)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td colspan="2"> 医師による問診、認知機能検査、助言、結果説明 ※ 集団検診、個別検診については本人が選択可能 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	集団検診	個別検診	実施日程	令和6年 7月13日(土)、14日(日)	令和6年 5月15日(水) ～8月31日(土)	実施場所	足立区役所中央館2階 庁舎ホール	区内指定医療機関(49か所)	募集人員	250人 (令和5年度200人)	—	実施内容	医師による問診、認知機能検査、助言、結果説明 ※ 集団検診、個別検診については本人が選択可能	
	種別	集団検診	個別検診														
	実施日程	令和6年 7月13日(土)、14日(日)	令和6年 5月15日(水) ～8月31日(土)														
	実施場所	足立区役所中央館2階 庁舎ホール	区内指定医療機関(49か所)														
	募集人員	250人 (令和5年度200人)	—														
	実施内容	医師による問診、認知機能検査、助言、結果説明 ※ 集団検診、個別検診については本人が選択可能															
	実施日程	令和6年 7月13日(土)、14日(日)	令和6年 5月15日(水) ～8月31日(土)														
	実施場所	足立区役所中央館2階 庁舎ホール	区内指定医療機関(49か所)														
	募集人員	250人 (令和5年度200人)	—														
実施内容	医師による問診、認知機能検査、助言、結果説明 ※ 集団検診、個別検診については本人が選択可能																
<p><参考 令和4年度、令和5年度検診結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集団検診</th> <th>個別検診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>141人受診 (うち認知機能低下の疑いあり19人)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>167人受診 (うち認知機能低下の疑いあり21人)</td> <td>407人受診 (うち認知機能低下の疑いあり38人)</td> </tr> </tbody> </table>				集団検診	個別検診	令和4年度	141人受診 (うち認知機能低下の疑いあり19人)	—	令和5年度	167人受診 (うち認知機能低下の疑いあり21人)	407人受診 (うち認知機能低下の疑いあり38人)						
	集団検診	個別検診															
令和4年度	141人受診 (うち認知機能低下の疑いあり19人)	—															
令和5年度	167人受診 (うち認知機能低下の疑いあり21人)	407人受診 (うち認知機能低下の疑いあり38人)															
22																	

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>(3) 検診後支援（足立区伴走支援制度）</p> <p>ア 実施内容</p> <p> 集団検診及び個別検診で「認知機能低下あり」と判定され、伴走支援制度を希望する方に対して、看護師による認知症への備えと理解の促進、在宅生活継続のための支援を電話や訪問で実施する。</p> <p>イ 実施日程 令和6年6月～（最長6か月）</p> <p>2 今後の方針</p> <p>より早くご本人や家族が変化に気づき適切な医療に結び付くよう、軽度認知障害にも対応できるような仕組みや、医療の必要がある人を確実に専門医療機関につなげる検診体制について、足立区医師会とともに検討していく。</p>
--	---

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	令和5年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について																																	
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																																	
内容	<p>地域包括支援センター（※）業務の平準化及び質の向上、適正かつ公正な業務運営体制の確保を図る目的として実施した令和5年度の業務委託評価の概要及び結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>評価結果（改善要求）に基づいた地域包括支援センターの機能強化に向けたPDCAサイクルは、別紙1のとおり。</p> <p>※ 地域包括支援センターとは、65歳からの健康や介護に関する様々な相談を受け付ける窓口で、区内に25か所あり、区が委託する公的な事業所である。契約方法は、平成18年度から令和14年度までは、随意契約（単年度）だが、令和7年度から令和14年度にかけて、25か所全ての契約方法を順次プロポーザル方式に切り替える。</p> <p>1 評価結果の概要</p> <p>(1) 評価対象期間 令和5年4月1日～令和5年12月31日</p> <p>(2) 実施期間 令和6年1月23日（火）～令和6年2月6日（火）</p> <p>(3) 評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターによる自己評価 ② 区による履行評価、取組評価 ③ 地域包括支援センター運営協議部会委員による評価 <p>(4) 評価視点</p> <p>ア 履行評価・取組評価 足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書及び各事業の活動報告書等に基づき、履行状況や地域包括支援センターの運営体制、事業ごとの取組状況等について、各事業担当課（高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課、絆づくり担当課）が委託元の視点で評価する。</p> <p>イ 委員評価 「委員評価チェックシート」等に基づき、地域特性、利用者への配慮等、利用者目線に立ち、(ア)(イ)の委員が専門的・客観的な立場で評価する。</p> <p>(ア) 外部評価委員</p> <table border="1" data-bbox="400 1615 1485 1879"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>選出団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大口 達也</td> <td>一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中村 輝夫</td> <td>足立区友愛クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鈴木 由美子</td> <td>足立区民生・児童委員協議会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>村岡 孝次</td> <td>足立区町会・自治会連合会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>結城 宣博</td> <td>足立区社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 内部評価委員</p> <table border="1" data-bbox="400 1939 1485 2157"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属（R5年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>太田 照生</td> <td>高齢福祉課長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>瀬崎 正人</td> <td>地域包括ケア推進課長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>小口 信一</td> <td>介護保険課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>會田 康之</td> <td>絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	選出団体等	1	大口 達也	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす	2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会	3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会	4	村岡 孝次	足立区町会・自治会連合会	5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会		氏名	所属（R5年度）	1	太田 照生	高齢福祉課長	2	瀬崎 正人	地域包括ケア推進課長	3	小口 信一	介護保険課長	4	會田 康之	絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事
	氏名	選出団体等																																
1	大口 達也	一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす																																
2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会																																
3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会																																
4	村岡 孝次	足立区町会・自治会連合会																																
5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会																																
	氏名	所属（R5年度）																																
1	太田 照生	高齢福祉課長																																
2	瀬崎 正人	地域包括ケア推進課長																																
3	小口 信一	介護保険課長																																
4	會田 康之	絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事																																

(5) 評価対象事業及び評価配点

	評価対象事業	評価配点	履行 評価	取組 評価	委員 評価	評価 合計
1	運営体制		6点	3点	1点	10点
2	総合相談支援		6点	3点	1点	10点
3	権利擁護		0点	9点	1点	10点
4	包括的・継続的ケアマネジメント		6点	3点	1点	10点
5	在宅医療・介護連携推進		6点	3点	1点	10点
6	生活支援体制整備及び一般介護予防		6点	3点	1点	10点
7	認知症施策関連		6点	3点	1点	10点
8	地域ケア会議推進		6点	3点	1点	10点
9	家族介護者支援		6点	3点	1点	10点
10	寄り添い支援活動		6点	3点	1点	10点
	合 計		54点	36点	10点	100点

2 結果

区分	評点	該当数	
		R4年度	R5年度
良好	80点以上	19か所	25か所
普通	60点以上80点未満	6か所	0か所
不良	60点未満	0か所	0か所

詳細は、別紙2のとおり

3 令和5年度の主な改善要求（抜粋）

(1) 運営体制

3職種（※）の不在期間がないように、複数配置をすること（2か所）。

※ 3職種とは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士のこと。

(2) 総合相談支援業務

実態把握（※1）の拒否不在率（※2）を減少させること（5か所）。

<具体的な方法>

- ① 不在だった曜日や時間を避け、間隔を空けてから訪問をすること。
- ② 訪問をする数日前に、ポスティングで周知してから訪問をすること。
- ③ 月1回のブロック会議で、近隣の地域包括支援センターと情報を共有し、訪問方法を工夫すること。

※1 地域包括支援センターの職員が、介護予防チェックリスト（※3）の結果、認知症やフレイルのリスクの高い高齢者に対して、戸別訪問（早期発見・早期対応）をすること。

※2 地域包括支援センターの職員が、戸別訪問を行った結果、本人又は家族から拒否された場合又は3回戸別訪問をしても不在だった場合の全体の対象者に対する割合のこと。

※3 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に生活状況や健康状態を調査するアンケートを3年に1度実施（1/3ずつ毎年実施）。

4 今後の対応

- (1) 各事業担当課（※）は、地域包括支援センターが作成した「令和6年度事業計画書」の履行状況を定期的に把握し、実施している内容が令和5年度の評価結果及び改善要求を反映しているか確認をする。
- (2) 各事業担当課は、「令和6年度事業計画書」に基づき、地域包括支援センターにヒアリングを行い、より良い業務運営を目指し目的を共有する。

※ 高齢者地域包括ケア推進課

介護予防・生活支援係、認知症施策推進係、地域包括支援センター係
医療介護連携課

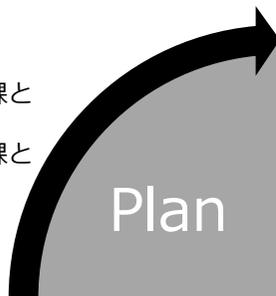
医療介護連携推進係、高齢援護第一係・第二係
絆づくり担当課

絆づくり事業調整担当係

事業計画を立てる（ホウカツ）3月中旬～4月下旬

運営方針・仕様書・評価結果（改善要求）に基づいた令和6年度事業計画書を作成

- 1 足立区と受託法人で契約を締結
- 2 高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで目的を共有
- 3 高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで契約内容の計画をヒアリング（4/23～6/28）

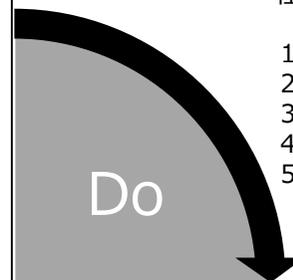


事業計画を実行する（ホウカツ）

委託契約内容を実施（10事業）

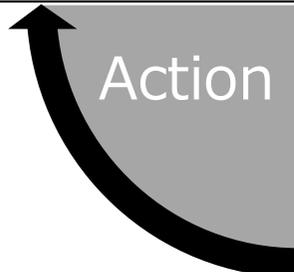
仕様書に基づいた委託業務を実施

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 運営体制 | 6 生活支援体制整備及び一般介護予防 |
| 2 総合相談支援 | 7 認知症施策関連 |
| 3 権利擁護 | 8 地域ケア会議推進 |
| 4 包括的・継続的ケアマネジメント | 9 家族介護者支援 |
| 5 在宅医療・介護連携推進 | 10 寄り添い支援活動 |



業務改善を行う（ホウカツ）2月上旬～3月下旬

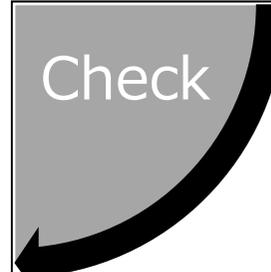
評価結果に基づいた改善要求（運営体制や事業計画など）



		不良	普通	良好
評 点		60点未満	60点以上80点未満	80点以上
該 当 数		0か所	0か所	25か所
①	センター長ヒアリング	(2/16) 高齢者地域包括ケア推進課とセンター長が履行状況や取組内容を確認		
②	評価結果ヒアリング	(3/12～3/26) 高齢者地域包括ケア推進課とセンター長等（法人の代表者等）が指摘事項を共有		
	改善要求	高齢者地域包括ケア推進課からセンター長等に、評価結果に基づく各事業毎の業務内容の改善やサービスの質の向上を要求		
③	出張研修（4か所）	(6月) 基幹ホウカツと高齢者地域包括ケア推進課でホウカツに出向き改善要求に基づいた出張研修を開催		

履行状況を評価する（足立区）1月中旬～2月上旬

履行状況をできるだけ数値化した項目で客観的評価を実施



		自己評価（228項目・9月頃）	
	評 価 者	ホウカツの職員	
①	評 価 視 点	厚生労働省が作成したホウカツの運営マニュアル及び区の運営方針に基づき、実践の振り返り及び業務に対するの気づき	
		履行評価（15項目）	取組評価（235項目）
②	評 価 者	高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課、絆づくり担当課（3課6係：約30名）	
	評 価 視 点	委託仕様書の履行状況	履行状況の取組内容
		委員評価	
③	評 価 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営協議部会員（学識：大口氏、区民代表：足立区友愛クラブ連合会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会） ・ 区管理職 	
	評 価 視 点	利用者目線に立ち専門的・客観的	

令和5年度 地域包括支援センター業務委託評価結果

【別紙2】

	運営体制	総合相談	権利擁護	ケアネット	医療介護	生活支援	認知	ケア会議	家族介護者	寄り添い	合計	結果
1	9.99	9.37	10.00	9.60	10.00	9.70	9.10	9.80	9.50	8.90	95.96	良好
2	9.97	9.29	10.00	9.40	9.60	9.45	8.90	9.60	9.50	8.88	94.59	良好
3	9.50	9.90	10.00	9.60	8.40	9.70	8.70	9.80	9.70	9.18	94.48	良好
4	9.98	9.66	9.87	9.20	9.20	9.45	9.30	9.60	9.60	8.62	94.47	良好
5	9.49	9.58	9.60	9.10	9.07	9.75	8.20	10.00	9.80	9.45	94.04	良好
6	9.14	9.22	10.00	9.40	7.50	9.25	8.90	9.80	10.00	8.33	91.54	良好
7	9.99	8.39	10.00	9.10	9.60	9.80	8.50	9.60	7.97	8.28	91.23	良好
8	10.00	8.97	9.60	9.10	8.30	9.65	8.10	9.47	9.00	9.00	91.19	良好
9	8.65	8.78	9.33	9.40	8.13	8.95	9.00	9.80	9.90	9.15	91.10	良好
10	9.99	8.64	10.00	9.10	8.80	9.42	8.50	8.60	9.10	8.85	91.00	良好
11	9.35	9.08	10.00	9.50	7.77	8.95	8.60	9.60	9.40	8.62	90.86	良好
12	9.03	9.09	10.00	8.50	7.90	8.95	8.70	10.00	9.60	9.05	90.82	良好
13	9.19	8.09	10.00	9.60	8.80	8.15	8.70	9.60	9.40	9.20	90.73	良好
14	9.50	7.92	9.87	8.80	7.90	9.42	9.33	9.40	9.00	8.95	90.09	良好
15	10.00	8.20	10.00	9.40	8.27	8.65	8.40	8.80	9.90	8.45	90.07	良好
16	9.34	8.49	9.87	9.00	9.73	8.27	8.57	9.60	7.03	9.75	89.64	良好
17	6.44	9.37	9.60	8.90	9.60	9.50	8.80	9.20	9.80	8.28	89.49	良好
18	9.50	8.71	9.87	9.10	6.87	9.30	8.80	9.60	8.97	8.20	88.91	良好
19	9.06	7.66	9.73	8.93	8.30	9.05	8.17	9.20	9.77	8.68	88.56	良好
20	9.60	9.36	10.00	8.93	7.73	8.00	8.60	9.60	7.20	9.35	88.38	良好
21	8.45	8.96	10.00	9.00	8.17	8.50	6.80	9.20	9.50	9.60	88.18	良好
22	9.38	8.81	10.00	8.90	8.80	8.35	8.20	9.40	7.67	8.50	88.01	良好
23	8.78	8.44	10.00	9.30	8.80	6.95	8.50	8.60	9.77	8.80	87.94	良好
24	8.69	7.52	10.00	9.60	10.00	8.25	8.20	9.60	7.70	8.28	87.84	良好
25	8.47	8.04	9.13	8.23	8.80	8.50	7.67	8.80	7.47	9.35	84.46	良好
平均	9.26	8.78	9.86	9.15	8.64	8.96	8.53	9.45	9.05	8.87	90.54	

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	地域包括支援センター千住本町の契約解除及び受託者変更について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>地域包括支援センター千住本町の受託者から、契約解除の申し出があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現在の受託者</p> <p>(1) 受託者 医療法人社団 寿英会 (理事長 内田 英一)</p> <p>(2) 所在地 足立区千住2-39</p> <p>2 概要</p> <p>令和6年4月9日、寿英会の介護事業統括責任者から、令和6年7月31日付で内田病院を閉院することに伴い、法人自体が解散することとなったため、契約を解除したい旨の申し出があった。</p> <p>(1) 病院が老朽化し耐震強度不足 築70年以上の建物で、震度6以上の地震で倒壊の恐れがある。</p> <p>(2) 病院の立て替え・移転 立て替えは採算が取れず、適当な用地が移転範囲内にない。</p> <p>3 引き継ぎ事業者の選考方法</p> <p>緊急を要し、プロポーザル方式で法人を選定することができないため、足立区の地域包括支援センターを受託している別の法人（業務委託評価が上位5か所の法人）へ引き継ぎを打診したところ1法人からの申込を受け、ヒアリングにより事業実施が可能と判断（※）し決定した。また、年度途中の契約であり、人材確保の観点及び地域住民への影響を考え、一定期間の安定した運営を契約期間とした。</p> <p>※ 法人の理念、地域包括支援センターの役割、人員体制、地域包括支援センターの受託実績</p> <p>4 今後の受託者等</p> <p>(1) 受託者 社会福祉法人 東京蒼生会 (理事長 齊藤 修)</p> <p>(2) 所在地 東村山市富士見町2-1-3</p> <p>(3) 契約期間 令和6年8月1日から令和7年3月31日 令和7年4月1日から令和8年3月31日</p> <p>5 地域包括支援センターの設置場所</p> <p>現在と同じ (足立区千住3-7-101)</p>

6 人材確保

地域住民への影響を考慮し、現在の職員数名が、勤務先の法人を変更し、引き続き業務を行う。

7 今後の方針

(1) 損害賠償

契約を締結後、受託者から一方的な契約解除のため、委託仕様書に基づき、損害賠償を請求できる。弁護士に相談しながら、適切な対応を図る。

(2) プロポーザル方式で事業者を選定

業務委託評価の結果に基づき、令和8年度以降にプロポーザル方式で事業者を選定する。

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	令和5年度 生活保護の執行状況について																																																											
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課、福祉まると相談課																																																											
内容	<p>令和5年度における生活保護の執行状況について報告する。</p> <p>1 保護人員・保護世帯数 及び 相談件数等の推移（詳細は別紙を参照）</p> <table border="1" data-bbox="363 622 1505 1030"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年4月</th> <th>令和5年4月</th> <th>令和6年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護人員数</td> <td>23,967人</td> <td>23,670人</td> <td>23,438人</td> </tr> <tr> <td>保護世帯数</td> <td>18,913世帯</td> <td>18,817世帯</td> <td>18,768世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2">令和4年度総数</th> <th>令和5年度総数</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>6,173件</td> <td colspan="2">6,293件（前年比+120）</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>2,135件</td> <td colspan="2">2,101件（前年比 △34）</td> </tr> <tr> <td>開始件数</td> <td>2,017件</td> <td colspan="2">1,935件（前年比 △82）</td> </tr> <tr> <td>廃止件数</td> <td>2,111件</td> <td colspan="2">2,036件（前年比 △75）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保護世帯数は集計月に生活保護費が支給されている世帯を集計</p> <div data-bbox="368 1093 1485 1621"> <table border="1"> <caption>保護人員数・保護世帯数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護人員数</th> <th>保護世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>23,967</td> <td>18,913</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>23,670</td> <td>18,817</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>23,438</td> <td>18,768</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>相談・申請・開始・廃止の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談</th> <th>申請</th> <th>開始</th> <th>廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>6,173</td> <td>2,135</td> <td>2,017</td> <td>2,111</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>6,293</td> <td>2,101</td> <td>1,935</td> <td>2,036</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>【足立区の生活保護の状況】 ※令和5年7月現在 東京都福祉局調べ</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護世帯数 23区1位 18,851世帯（2位は江戸川区15,372世帯） 保護人員数 23区1位 23,630人（2位は江戸川区19,322人） 保護率 23区1位 3.40%（2位は台東区3.26%） <p>【受給者の推移】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響による受給者の顕著な増加は見られなかった。 4月1日の保護人員数は5年連続減少、保護世帯数は令和3年度に一時的に増加したが、その後3年連続で減少した。 		令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	保護人員数	23,967人	23,670人	23,438人	保護世帯数	18,913世帯	18,817世帯	18,768世帯		令和4年度総数		令和5年度総数	相談件数	6,173件	6,293件（前年比+120）		申請件数	2,135件	2,101件（前年比 △34）		開始件数	2,017件	1,935件（前年比 △82）		廃止件数	2,111件	2,036件（前年比 △75）		年度	保護人員数	保護世帯数	4年度	23,967	18,913	5年度	23,670	18,817	6年度	23,438	18,768	年度	相談	申請	開始	廃止	4年度	6,173	2,135	2,017	2,111	5年度	6,293	2,101	1,935	2,036
	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月																																																									
保護人員数	23,967人	23,670人	23,438人																																																									
保護世帯数	18,913世帯	18,817世帯	18,768世帯																																																									
	令和4年度総数		令和5年度総数																																																									
相談件数	6,173件	6,293件（前年比+120）																																																										
申請件数	2,135件	2,101件（前年比 △34）																																																										
開始件数	2,017件	1,935件（前年比 △82）																																																										
廃止件数	2,111件	2,036件（前年比 △75）																																																										
年度	保護人員数	保護世帯数																																																										
4年度	23,967	18,913																																																										
5年度	23,670	18,817																																																										
6年度	23,438	18,768																																																										
年度	相談	申請	開始	廃止																																																								
4年度	6,173	2,135	2,017	2,111																																																								
5年度	6,293	2,101	1,935	2,036																																																								

2 令和5年度の新たな取り組み

(1) 職員育成、職員欠員対策の重点化

令和5年4月から、生活支援推進課（旧生活保護指導課）に業務改善担当係長を新設。福祉事務所のケースワーカー経験職員を業務改善担当（合計7名）として配置。

ア 研修体制の見直し

新規採用職員や若手職員への基礎的な福祉的対応力の向上等を目的に、6福祉課が独自に作成していたケースワーカー向けの研修資料を統一した上で研修を実施し、6福祉課共通の内容でOJT等を開始。

令和5年度に実施した研修回数

	令和4年度	令和5年度
新人・異動対象者	2	17
希望対象者	4	5
グループワーク（※）	0	29
合計	6	51

※ 接客に対する考え方や、新人育成担当職員の困難事例検討を実施

イ 職員欠員への職員補充（6年4月1日現在計15名の職員が欠員）

男性職員の育休取得の推進等、今後さらに進む職員欠員状況への対応として、業務改善担当が欠員現場に入りサポートを実施。

【考察・今後の課題】

ア 業務改善担当の職員が6福祉課の欠員対応をしたことにより、福祉課ごとでケースワーカーの業務手順に違いが見えたため、統一の業務手順書を作成し、今後の研修に反映する（令和6年度中を目途に実施）。

イ ケースワーカーだけでなく総合相談係や庶務系の研修も必要なため、新たに6福祉課で統一した業務手順書を作成し、研修やOJTを実施する（令和6年度中を目途に実施）。

(2) 生活保護での介護支援力向上への取り組み

高齢受給者の増加への対応、介護支援力を向上させるための取り組み。

ア 多職種連携研修会での情報交換（5回、職員27名参加）

地域の課題を解決する体制づくりのため、足立区医師会や介護事業者などの参加者と情報交換を行い、顔の見える関係を構築。

イ 特別養護老人ホーム生活相談員との意見交換会（1回、職員10名参加）

必要な方がスムーズに施設利用が可能となるよう、お互いの業務内容や「できること」の共有を行う。

【考察・今後の課題】

今後も連携を強化するための研修等へ積極的に職員を派遣し、他機関との連携意識を高めていく。

(3) 子どもがいる世帯への取り組み

ア 子どもがいる世帯を組織的に支援できる体制を構築するため、生活支援推進課に「子どもの学習・生活支援係」を設置。また、中部第一福祉課、中部第二福祉課に続き、北部福祉課に「有子世帯係」を新設（5年度検討、6年度開始）。

イ 有子世帯係のノウハウを全福祉課に継承するための会議体「有子部会」を設置。子どもがいる世帯の課題、支援に必要な具体的な情報を共有。

【考察・今後の課題】

ア 有子世帯係導入により、子どもがいる世帯が抱える課題を適切に把握し、関係機関との円滑な連携を図ることで、生活保護制度も含めた子どもの自立に有効な様々な支援を実践することが可能となる。

イ 令和7年度から有子世帯係を東部福祉課と西部福祉課に導入するための準備を進める。千住福祉課は子どもがいる約30世帯を保護第一係に集約し、6福祉課で子どもがいる世帯を組織的に支援できる体制を構築する。

ウ 生活保護世帯の高校生が中途退学をすることなく卒業できるよう、高校及びY S W(ユースソーシャルワーカー)との連携方法を検討し、実施していく。

(4) 生活保護相談における窓口対応の改善

ア 申請確認方法の変更

生活保護相談における窓口対応の改善要望を受け、令和5年11月から窓口対応手順を以下のとおり見直した。

- ① 生活保護制度説明の際、生活保護のしおり（相談者用）に保護申請書を挟み込んで渡す。
- ② 制度説明時に生活保護申請はいつでも受け付けられることを伝える。
- ③ 相談者の申請意思の確認を徹底する。

イ 相談対応改善プロジェクトチーム（PT）の発足

令和5年12月から各福祉課総合相談課係職員によるPTを立ち上げ、月1回程度検討を行っている（現在も継続中）。

- ① 所内統一生活相談員マニュアル及びチェックリストの作成（令和6年4月から所内全課に導入）
- ② 生活保護申請受付フローの作成（令和6年5月から所内全課に導入）

【考察・今後の課題】

マニュアルおよびフローの作成後は、相談受付時におけるチェックの実施を徹底し、6福祉課共通手順による窓口対応の改善を進めていく。

3 生活保護制度適正化への取り組み

(1) 受給者の収入申告額と課税データ収入額との突合調査（国が定める調査）

		令和4年度調査 (令和3年收入)	令和5年度調査 (令和4年收入)
突合件数 (A)		28,559件	28,520件
収入額に差異があった件数 (B)		2,374件	1,584件
差異率 (B/A)		8.3%	5.6%
Bのうち、返還決定件数 (C)		250件	205件
Bのうち、返還決定率 (C/B)		10.5%	12.9%
(内訳) 適用及び 決定額	法第78条 (不正受給によるもの)	134件 6,249万円	128件 4,925万円
	法第63条 (78条以外のもの)	116件 562万円	77件 568万円
	返還決定合計額	6,811万円	5,493万円

【考察・今後の課題】

- ア コロナ5類移行により、職員による受給者への訪問、現況確認を再開したことで不正受給を抑止できたと推察できる。
- イ 引き続き受給者への訪問を実施し、収入状況確認や注意喚起を重点的に行い、不正受給については強制徴収を行うなど、厳正な債権管理対応をしている。

(2) 年金受給権の調査

生活保護受給者の年金等受給権を確認・請求して適正な保護費算定（年金を収入として認定し保護費を算定）を実施。

	年金等の受給権を確認・ 請求した件数	(内訳) 収入認定した件数		
		年金等	年金基金	一時金
令和4年度	546件	491件	30件	25件
令和5年度	503件	455件	36件	12件

【考察・今後の課題】

- ア 生活保護受給者も高齢化しており、制度が複雑な年金に関する情報を漏れなく捕捉し適切に対応していくことが必要。
- イ 6福祉課の「資産調査専門員」が中心となって、生活保護開始時の年金調査から年金受給年齢に達するまでの一体的な管理方法について試行していく（5年度検討、6年度開始）。

(3) 医療扶助の適正化

ア ジェネリック医薬品の使用数量割合

生活保護受給者	令和3年6月	令和4年6月	令和5年6月	令和6年2月
足立区	89.5% (23区内14位)	88.2% (23区内10位)	86.9% (都で集計中)	88.5%
(参考) 23区平均	89.5%	87.5%	(都で集計中)	
全体	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	
足立区	82.3% (23区内2位)	82.4% (23区内2位)	83.5% (23区内3位)	
(参考) 国保分のみ	78.3%	78.6%	80.1%	

※ (ジェネリック使用数量) ÷ (ジェネリック対応可医薬品使用数量)

イ ジェネリック医薬品による医療扶助費削減効果 (推計値)

年度	生活保護受給者の削減効果	(参考) 区全体の削減効果 (国保分のみ)
令和3年度	約9億4,286万円	約12億7,557万円
令和4年度	約8億2,264万円	約11億8,540万円
令和5年度	約7億6,911万円	

【考察・今後の課題】

ア 生活保護受給者のジェネリック医薬品使用数量割合の23区内順位は、足立区全体と比較して低い傾向にある。ジェネリック医薬品の使用に消極的な受給者もいるため、受給開始時に加え、医療券発行時等の機会を捉え、周知・説明を徹底し、利用促進を図っていく。

イ 受給者が医療受診をする際に必要な医療券について、国の通知に基づき、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入した。受診に支障がないよう、受給者や医療機関へ説明を丁寧に行っていく。

(4) 就労支援

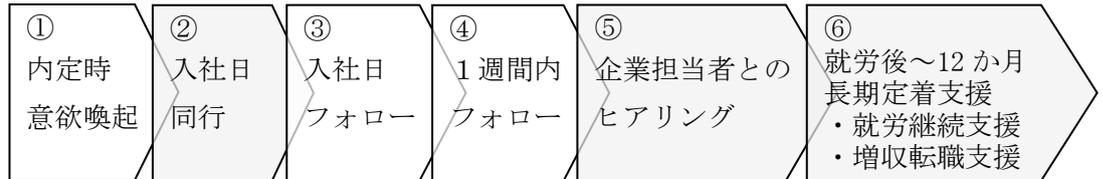
生活困窮者・生活保護受給者の自立に向け、就労準備支援から就労後の定着支援まで、利用者の一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に実施。

ア 足立区では(株)パソナに事業委託により実施。

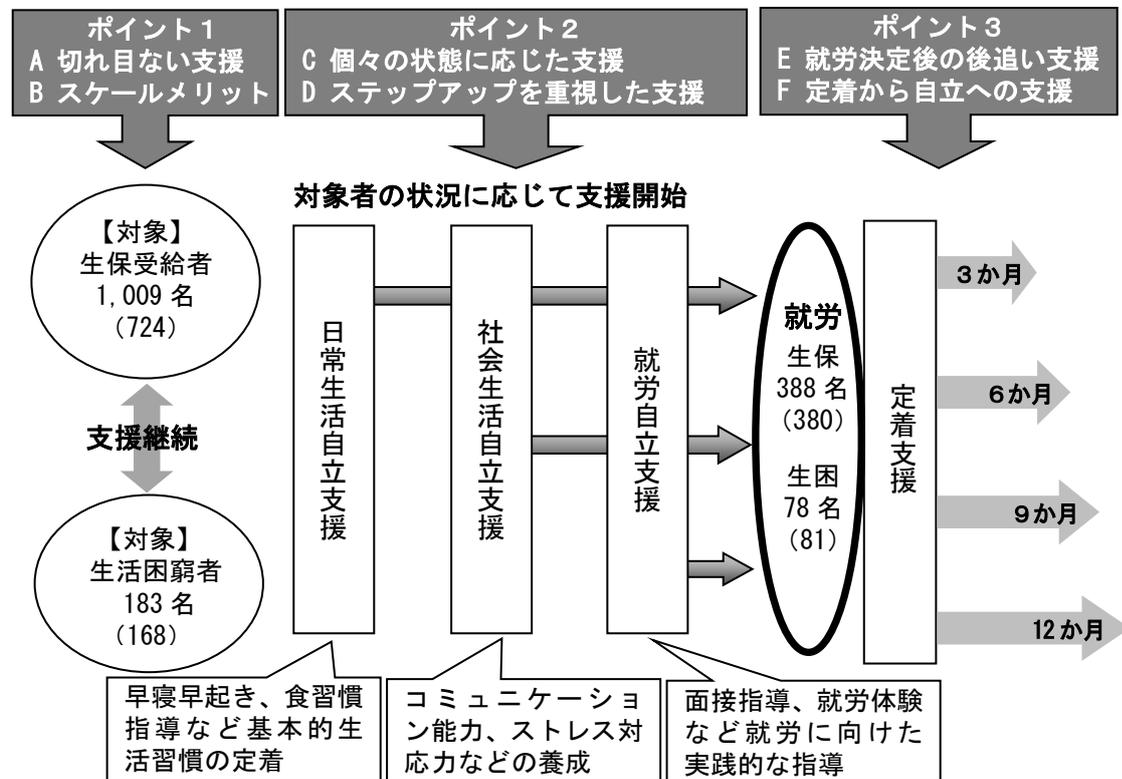
イ 事業者は就労支援事業の実績があり、就労に向けた講座の開催や支援、求人開拓のノウハウがあり、令和4年度から5年間の複数年契約を締結。

【「包括的」就労支援のポイント】

① 定着支援【6つのプロセス】を導入



② 「生活困窮」と「生活保護」とで実施していた就労支援事業を一本化



※ () 内は令和4年度数値

ア 就労前の準備講座の実施 (グループ・個別プログラムの実施状況)

(ア) グループプログラム (5~10人グループによる基礎的な課題別講座)

硬筆書写、農業体験、居場所プログラム、パソコンセミナー (超入門~応用)、説明力講座、傾聴講座、介護、清掃など就労体験、企業説明会参加

	講座数	開催数	生保受給者参加人数	生活困窮者参加人数
令和4年度	57	241	962	668
令和5年度	60	289	1,796	728

(イ) ジョブトレーニング (5～10人グループによる実践的トレーニング)

講座「初対面の人と話すには」、農業体験、履歴書作成、面接対策、ジョブカード活用法、企業セミナー、おしごと体験

	講座数	開催数	生保受給者参加人数	生活困窮者参加人数
令和4年度	41	80	309	239
令和5年度	22	78	419	157

【考察・今後の課題】

就労経験がない方や社会に出ることに不安を感じている方など、直ちに就労することが困難な方は増加しており、就労準備支援事業によるサポートは今後も必要性が増加していく。

イ 切れ目のない支援

参加者が支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生保受給者）または廃止となっても、切れ目のない支援が可能。

	生活保護廃止により 生保受給者→生活困窮者へ	生活保護開始により 生活困窮者→生保受給者へ
令和4年度	13	2
令和5年度	41	4

【考察・今後の課題】

以前は生保受給・生活困窮の属性が変化することにより、事業者も変わるため、就労支援を初期から再度行う必要があった。現在は継続した就労支援を実施している。

ウ 就労実績（4月～3月末実績）

	生活保護受給者		生活困窮者	
	支援者数	就労者数	支援者数	就労者数
令和4年度	724	380	168	81
令和5年度	1,009	388	183	78

※「就労」には、短期間・短時間の雇用、アルバイトも含む。

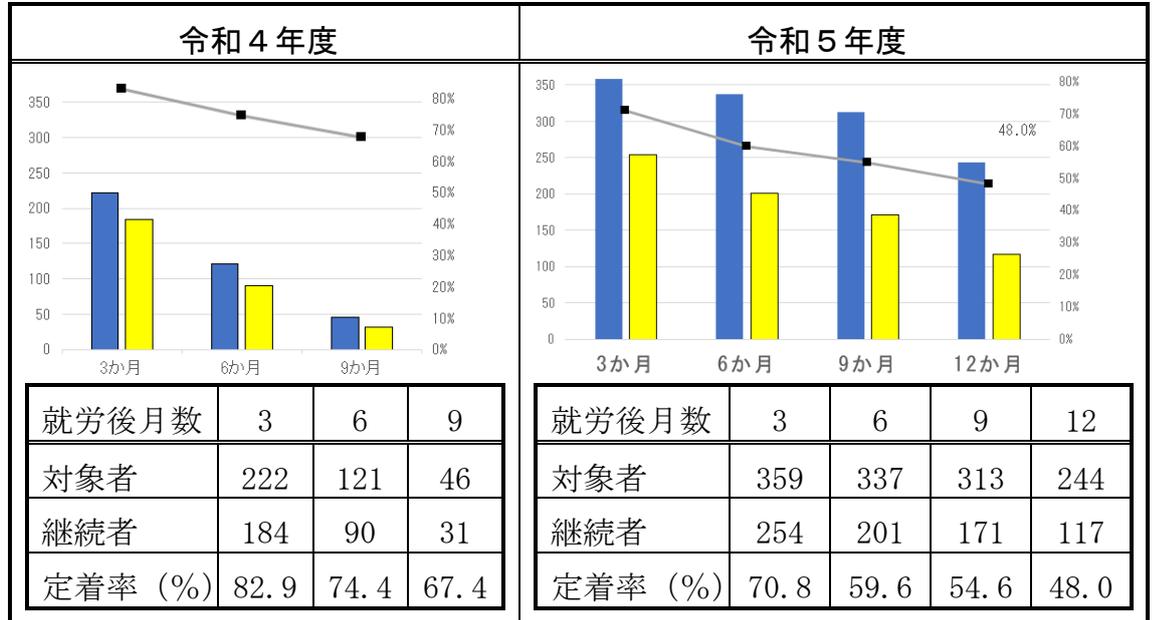
【考察・今後の課題】

就労支援者数は増加している反面、就労者数は伸び悩んでいる。就労支援が長期化している方の割合が多くなってきており、出張相談による就労支援を増加するなど、さらなる寄り添った支援を実施していく。

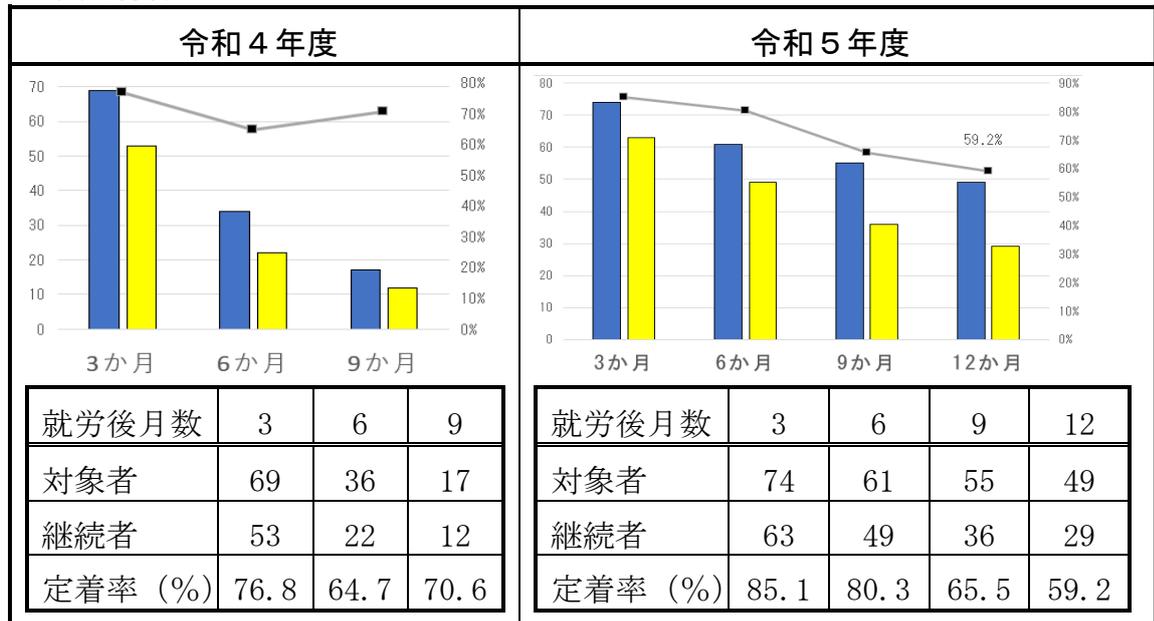
エ 定着実績（4月～3月末実績）

職場での人間関係やトラブルに対し、悩み事や相談を聞き取ることにより一人で抱え込まず長期にわたり就労が継続できるよう支援を実施。

生活保護受給者



生活困窮者



※対象者は、定着支援利用者から就労後月数未滿の期間限定就職者、転職、休職、保護廃止等を除いた、就労後月数時点で定着支援が必要な方の人数。

【考察・今後の課題】

- ア 安定した就労により、生活保護が廃止になった方や定着支援を辞退する方など、支援を必要としない方が対象者から外れていくため、就労期間が長くなるほど、支援を必要とする就労者の定着率は低下していく。
- イ 生活保護受給者と比較し、生活困窮者は就労意欲が高い傾向にあるため、定着率も生活困窮者の方が高くなっている。
- ウ 令和5年度の生活保護受給者の対象者は、前年度と比較して就労意欲が低い傾向にあり、就労後に転職・退職する方が増加したため、定着率が低下している。
- エ 定着支援へ繋ぐ生活保護受給者は増加しており、今後はいかに就労期間を継続できるかが課題となる。

オ 就労が困難な要因（面談等で把握できた要因）

生活保護受給者

阻害要因 有 90.3%		無 9.7%
※就職や就労継続を妨げる主な要因の内訳		
身体疾病 47.7%	メンタル 38.8%	他 6.3%

生活困窮者

阻害要因 有 91.8%		無 8.2%
※就職や就労継続を妨げる主な要因の内訳		
身体疾病 36.0%	メンタル 47.9%	他 16.1%

【考察・今後の課題】

- ア その他の内訳は、ひとり親、刑余者、外国人、高齢者等が含まれる。
- イ 身体疾病のほか、メンタルによる就労が困難な方が多くおり、医療制度を活用しながら自立に向けた援助を行っていく。

4 問題点・今後の方針

- (1) 物価高騰による受給者数の推移について引き続き注視が必要である。
- (2) 受給者の抱える問題は複雑化しており、福祉事務所のみではなく、福祉まるごと相談課等の他部署や外部との連携により、自立援助を進めていく。

1 生活保護人員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	23,438											
(対前年比)	99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和5年度	23,670	23,640	23,660	23,630	23,585	23,543	23,511	23,509	23,496	23,464	23,446	23,536
(対前年比)	98.8%	98.7%	98.7%	98.6%	98.3%	98.2%	98.2%	98.1%	98.1%	98.3%	98.3%	98.6%
令和4年度	23,967	23,944	23,974	23,972	23,992	23,973	23,946	23,967	23,950	23,875	23,856	23,866

※保護停止中のものを含む

2 生活保護世帯数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	18,768											
(対前年比)	99.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和5年度	18,817	18,832	18,871	18,851	18,830	18,798	18,783	18,788	18,773	18,759	18,744	18,810
(対前年比)	99.5%	99.6%	99.7%	99.5%	99.3%	99.1%	99.2%	98.9%	99.0%	99.1%	99.1%	99.4%
令和4年度	18,913	18,905	18,934	18,951	18,972	18,965	18,944	18,988	18,958	18,922	18,909	18,929

※保護停止中のものを含む

3 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	468	562	576	498	532	537	542	543	453	500	539	543	6,293
(対前年比)	96.9%	105.8%	101.1%	100.8%	100.6%	103.5%	102.5%	101.7%	106.6%	97.3%	104.9%	102.3%	101.9%
令和4年度	483	531	570	494	529	519	529	534	425	514	514	531	6,173

※相談件数は実件数

4 申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	146	168	196	182	149	170	171	201	137	169	198	214	2,101
(対前年比)	95.4%	100.0%	94.7%	93.8%	83.2%	97.1%	94.0%	96.6%	90.1%	103.7%	115.8%	116.9%	98.4%
令和4年度	153	168	207	194	179	175	182	208	152	163	171	183	2,135

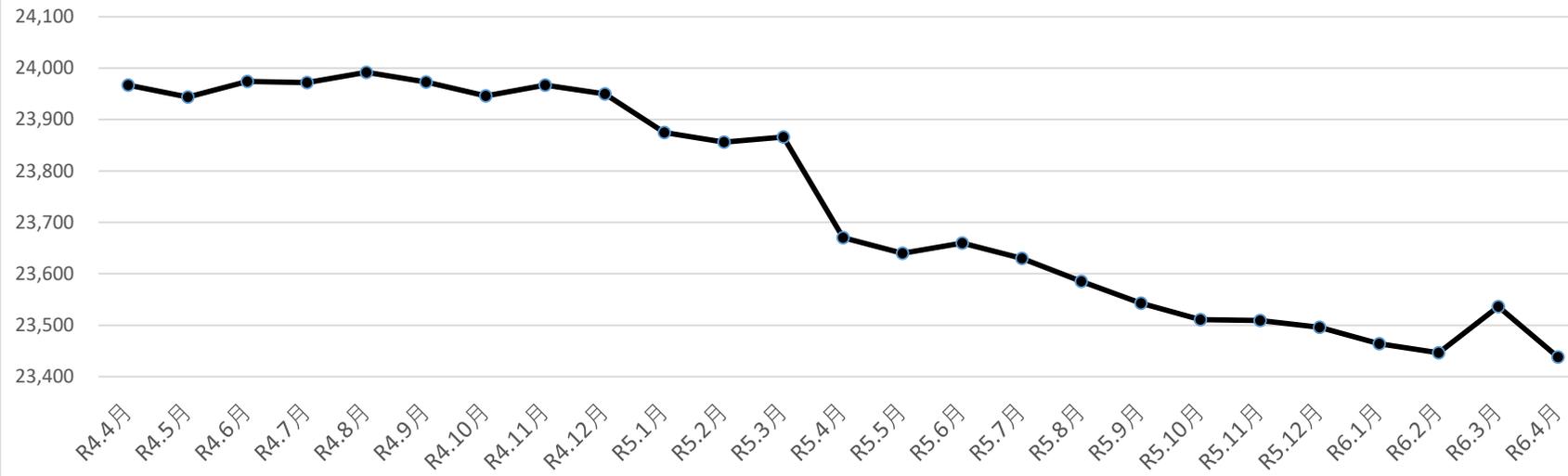
5 開始件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	143	142	173	150	143	159	159	188	153	149	157	219	1,935
(対前年比)	98.6%	100.0%	98.3%	86.2%	80.3%	91.9%	103.9%	90.0%	87.4%	110.4%	98.1%	111.2%	95.9%
令和4年度	145	142	176	174	178	173	153	209	175	135	160	197	2,017

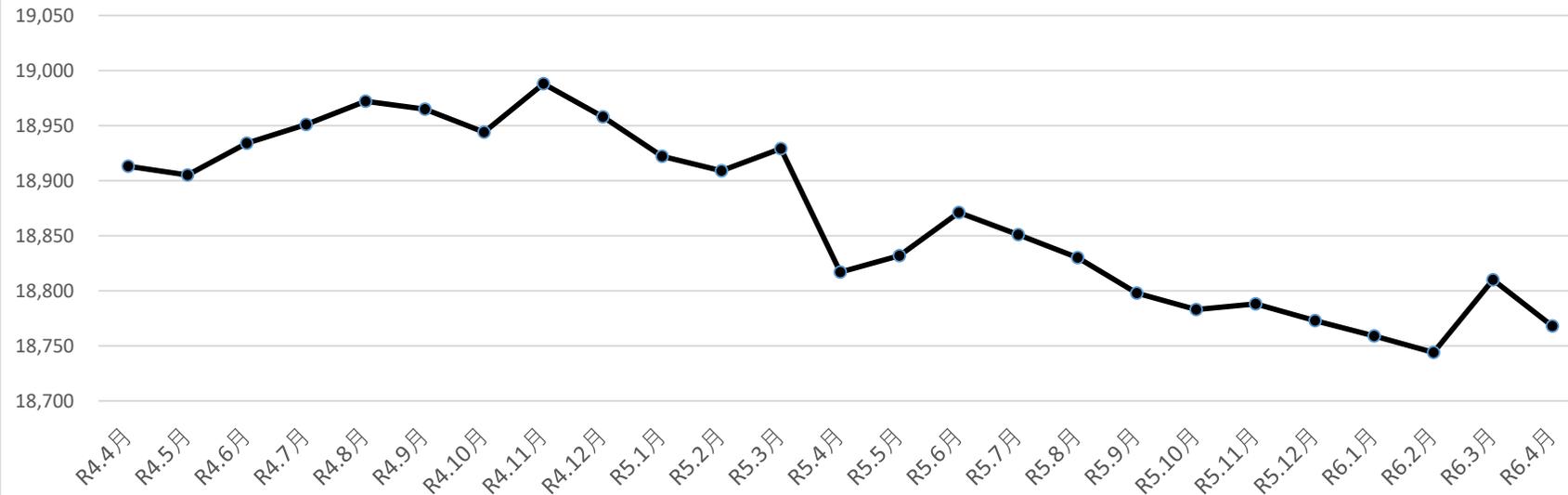
6 廃止件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	127	134	170	164	191	174	183	168	163	172	153	237	2,036
(対前年比)	84.7%	91.2%	108.3%	104.5%	106.1%	100.0%	110.9%	82.0%	95.3%	99.4%	86.4%	92.9%	96.4%
令和4年度	150	147	157	157	180	174	165	205	171	173	177	255	2,111

生活保護人員数の推移

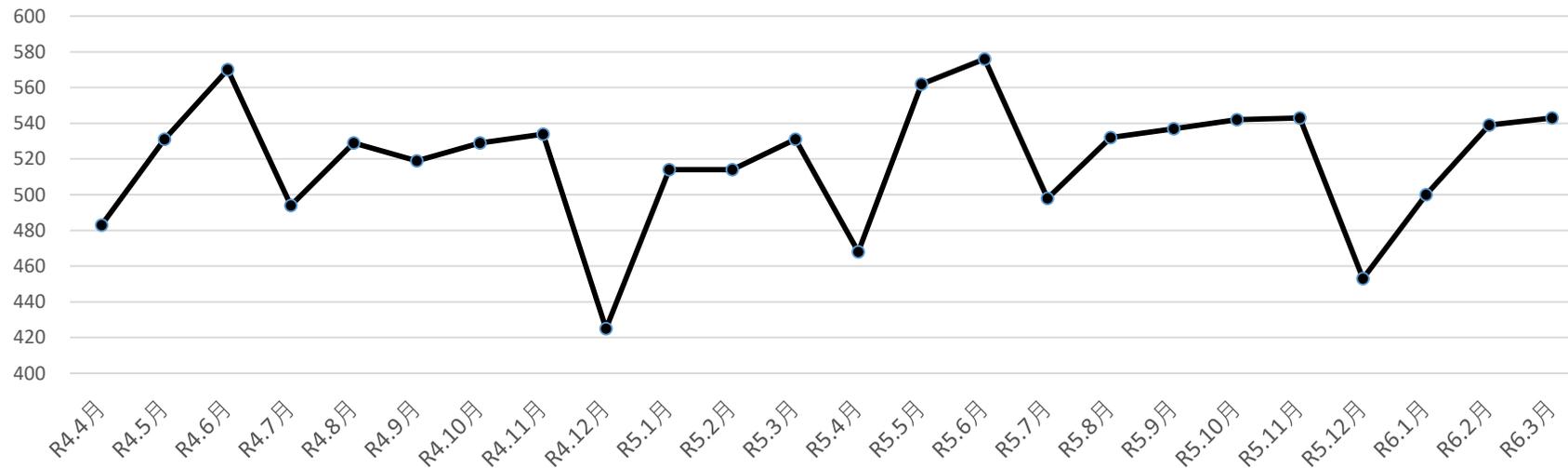


生活保護世帯数の推移

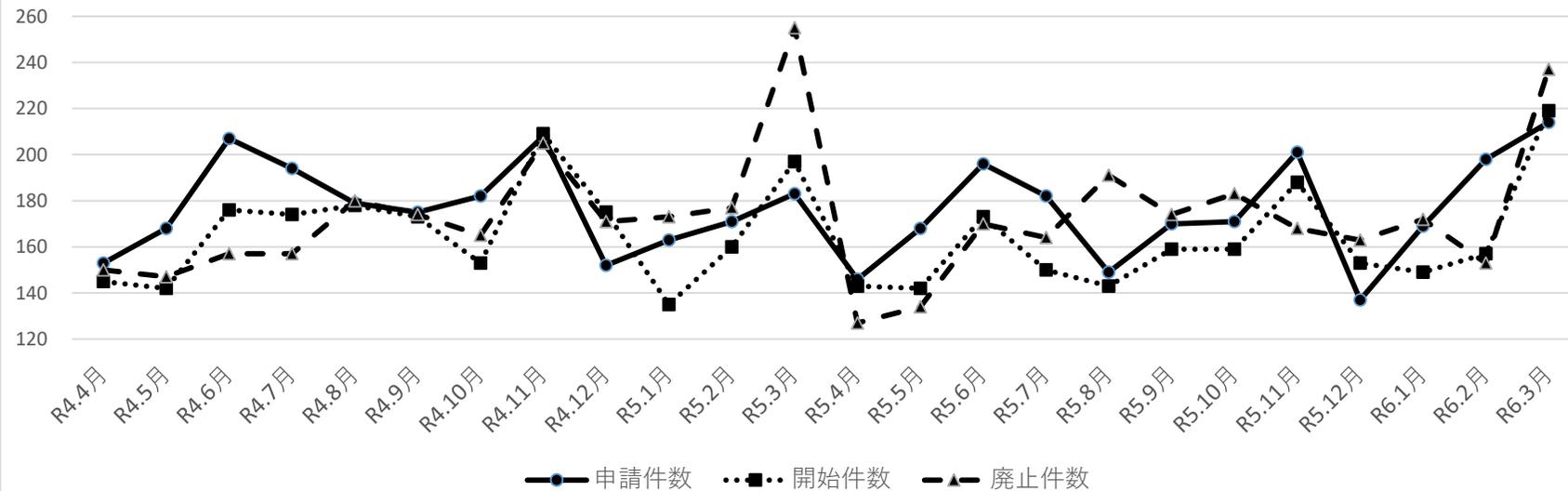


生活相談件数の推移

別紙



生活保護の申請件数、開始件数、廃止件数



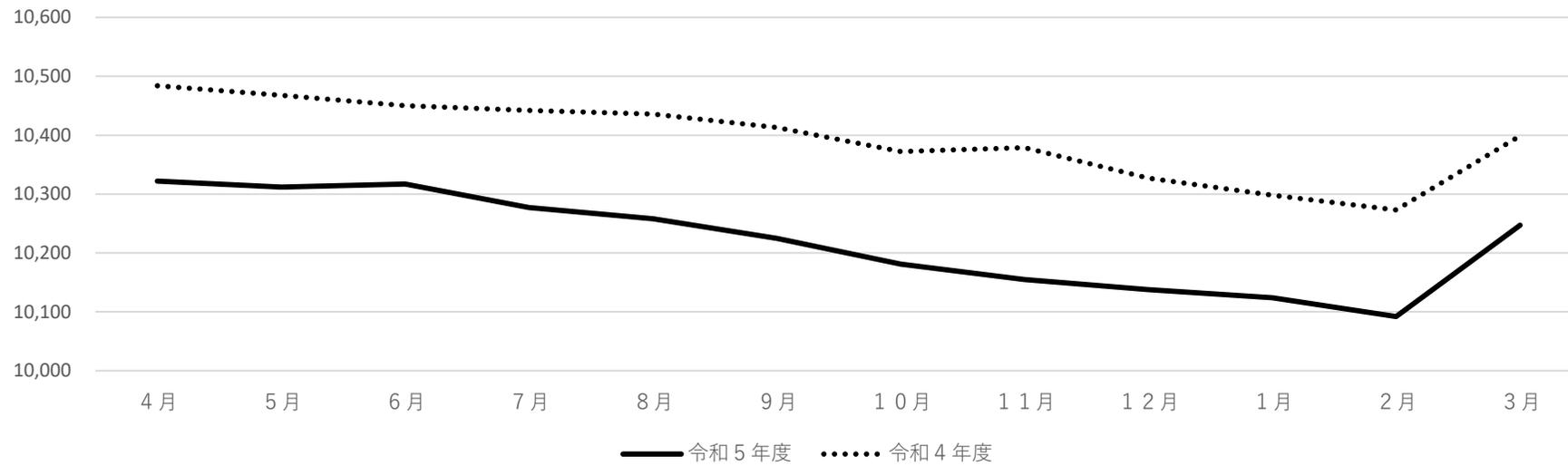
7 世帯類型別世帯数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年度	高齢者世帯	10,322	10,312	10,317	10,277	10,258	10,225	10,181	10,155	10,138	10,124	10,092	10,247	
	(対前年比)	98.5%	98.5%	98.7%	98.4%	98.3%	98.2%	98.2%	97.8%	98.2%	98.3%	98.2%	98.5%	
	内訳	単身	9,320	9,323	9,329	9,298	9,289	9,253	9,219	9,197	9,183	9,168	9,139	9,277
		2人以上	1,002	989	988	979	969	972	962	958	955	956	953	970
	高齢者世帯以外	8,449	8,472	8,508	8,520	8,521	8,521	8,545	8,579	8,590	8,584	8,598	8,508	
	(対前年比)	101.0%	101.2%	101.0%	100.8%	100.5%	100.4%	100.4%	100.3%	100.1%	100.2%	100.2%	100.3%	
令和4年度	高齢者世帯	10,484	10,468	10,450	10,442	10,436	10,413	10,372	10,379	10,327	10,298	10,273	10,399	
	内訳	単身	9,428	9,416	9,396	9,401	9,396	9,379	9,351	9,366	9,317	9,284	9,270	9,393
		2人以上	1,045	1,040	1,042	1,041	1,040	1,034	1,021	1,013	1,010	1,014	1,003	1,006
	高齢者世帯以外	8,363	8,370	8,424	8,449	8,477	8,488	8,509	8,556	8,580	8,570	8,582	8,480	

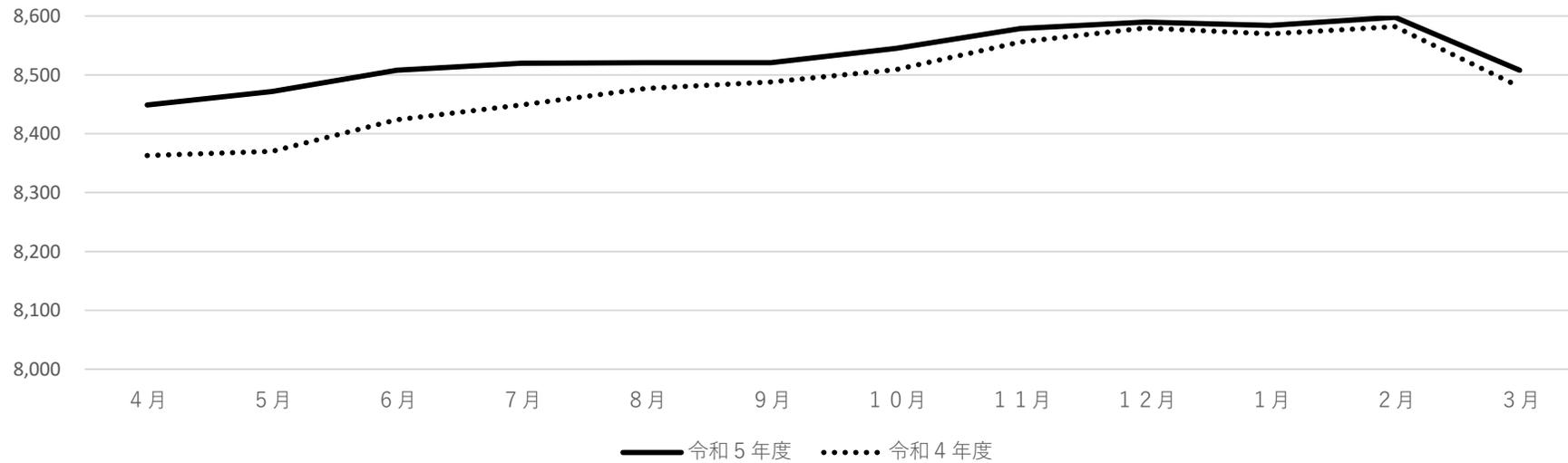
※保護停止中のものを含まない

高齢者世帯数の推移

別紙



高齢者世帯以外の世帯数の推移



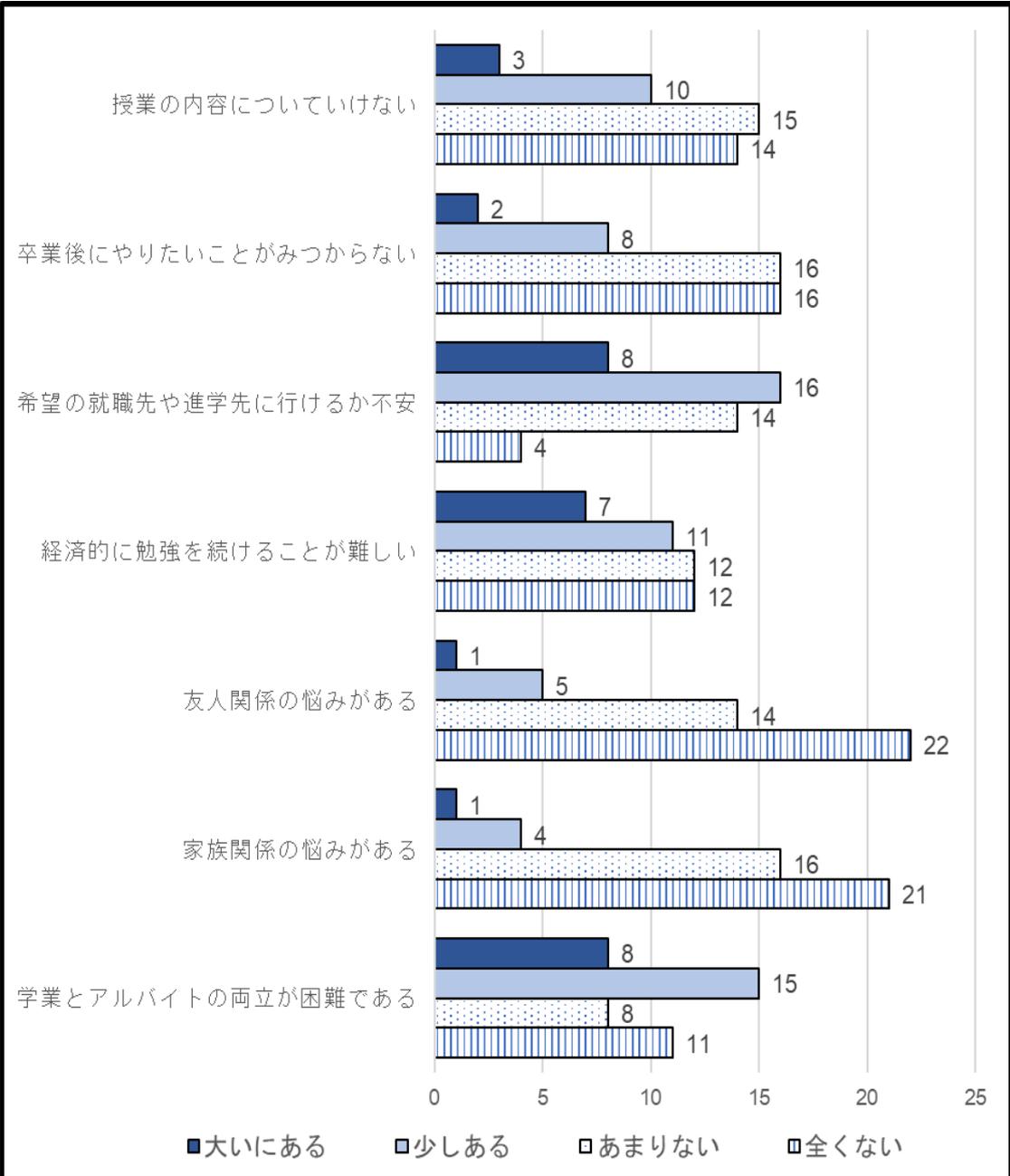
厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	生活保護法改正による高等学校等卒業後に就職した者への「就職準備給付金」の支給について
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課
内容	<p>生活保護法の改正により、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等卒業後に大学等へ進学する際に支給する「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められ、就職して自立する際も新生活の立ち上げ費用として一時金を支給できるようになったので報告する。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校等卒業後、引き続いて安定した職業に就こうとする者</p> <p>イ 中学校卒業後に就職等をする者（高等学校等中退者を含む）</p> <p>(2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した者で条件に該当する者</p> <p>例：修業年限が3年を超える高等学校等（定時制高校等）を卒業した後、引き続いて安定した職業に就こうとする者</p> <p>2 支給金額</p> <p>自宅外：30万円（対象者が転出する場合）</p> <p>自宅：10万円（対象世帯が保護廃止となる場合）</p> <p>※ 予算措置：今年度予算の生活保護扶助費から支出</p> <p>3 施行日</p> <p>令和6年4月24日（令和6年1月1日から遡及適用）</p> <p>4 区の対応状況（遡及適用対象者）</p> <p>令和6年5月 対象者の特定及び対象者への申請手続きの周知</p> <p>令和6年6月以降 申請受理後、速やかに対象者へ支給</p> <p>5 今後の方針</p> <p>(1) ケースワーカーによる子どもの現認時、リーフレットを活用し、世帯への制度周知を図る。</p> <p>(2) 生活保護世帯の大学生等の困り事を把握し、区として応援できる施策を検討する（令和6年5月アンケート調査実施）。</p>

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	【追加】生活保護世帯の大学生等に対するアンケート調査結果について																																								
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																								
内容	<p>令和6年5月15日、令和2年度以降、大学等進学により生活保護の世帯分離を適用した150名を対象に、郵送でアンケート調査を実施した。</p> <p>そのうち、令和6年6月20日時点で42名から回答（回答率28.0%）を得られたため、調査結果を報告する。</p> <p>1 次のような不安や悩みはあるか</p>  <table border="1"> <caption>1 次のような不安や悩みはあるか</caption> <thead> <tr> <th>不安や悩みの内容</th> <th>大いにある</th> <th>少しある</th> <th>あまりない</th> <th>全くない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業の内容についていけない</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>卒業後にやりたいことがみつからない</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>希望の就職先や進学先に行けるか不安</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>経済的に勉強を続けることが難しい</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>友人関係の悩みがある</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>家族関係の悩みがある</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>16</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>学業とアルバイトの両立が困難である</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>■大いにある □少しある □あまりない □全くない</p>	不安や悩みの内容	大いにある	少しある	あまりない	全くない	授業の内容についていけない	3	10	15	14	卒業後にやりたいことがみつからない	2	8	16	16	希望の就職先や進学先に行けるか不安	8	16	14	4	経済的に勉強を続けることが難しい	7	11	12	12	友人関係の悩みがある	1	5	14	22	家族関係の悩みがある	1	4	16	21	学業とアルバイトの両立が困難である	8	15	8	11
不安や悩みの内容	大いにある	少しある	あまりない	全くない																																					
授業の内容についていけない	3	10	15	14																																					
卒業後にやりたいことがみつからない	2	8	16	16																																					
希望の就職先や進学先に行けるか不安	8	16	14	4																																					
経済的に勉強を続けることが難しい	7	11	12	12																																					
友人関係の悩みがある	1	5	14	22																																					
家族関係の悩みがある	1	4	16	21																																					
学業とアルバイトの両立が困難である	8	15	8	11																																					

2 進学・就学継続を支えるために、どのような制度があれば良いと思うか

項目	回答数	率
奨学金	28人／42人	66.7%
学費の減免制度	36人／42人	85.7%
進路の相談窓口	8人／42人	19.0%
大学生等への生活保護適用	29人／42人	69.0%
アルバイト斡旋・紹介	4人／42人	9.5%
その他	4人／42人	9.5%

※ その他の意見

- ① 精神的な支援もあると良い
- ② 医療費を無料にして欲しい
- ③ 貸付の奨学金の援助
- ④ アルバイトの年収の壁廃止

3 その他の自由意見

意見	意見数
経済的な不安、困窮	7人
奨学金の充実	2人
資格取得等の援助の充実	1人
精神的な支援	1人
大学生の生活保護適用	1人
学費の免除	1人

4 考察及び今後の課題

- (1) アンケートの結果から、生活保護世帯の大学生等は多くが経済的に不安や悩みを抱えており、その結果、就職や将来にも不安を抱えていることがわかる。
- (2) 特に経済的支援策の充実を検討する必要がある。
- (3) ケースワーカーの夏季休業期間中の子どもの現認時に、各種奨学金の案内や困りごとの相談先などの周知徹底を図る。
- (4) 大学生等への生活保護適用については、引き続き東京都を通して国に要望していく。

厚生委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する答申の再検証について																						
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																						
内容	<p>「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について、区長の附属機関である足立区生活保護適正実施協議会（以下「協議会」という。）から答申を受けた内容について、再検証を行うこととしたので報告する。</p> <p>1 再検証の理由 前回検証時にはヒアリング対象を区職員に限定したが、当事者の支援団体からの要望を受け、公平性・中立性の観点から当事者側へのヒアリングも必要と判断したため。</p> <p>2 経緯</p> <p>(1) 令和6年3月21日に協議会から答申を受けた「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について、当事者の支援団体等から令和6年5月20日に再検証を求める要望があった。</p> <p>(2) 令和6年6月7日に当事者及び支援団体等と意見交換会を実施し、以下の理由により区は公平性・中立性の観点から調査が不十分であったと判断した。</p> <p>ア 区議から面接の録音データの提供を受けていたため、相談者ご本人の意向であることを確認すべきであったが、確認ができていなかった。</p> <p>イ 令和5年12月11日の厚生委員会における答弁内容について、検証部会に対しての報告・共有が不十分であった。</p> <p>ウ 相談者ご本人の申し出ではないという認識から、ヒアリング対象者を区職員に限定した。</p> <p>(3) このため、本協議会に諮問し、再検証部会を設置したうえであらためて答申をいただくことにした。</p> <p>3 再検証部会委員等</p> <table border="1" data-bbox="416 1599 1383 2123"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議会会長</td> <td>岡部 卓</td> <td>新潟医療福祉大学教授</td> </tr> <tr> <td>協議会委員</td> <td>坂田 誠</td> <td>民生・児童委員協議会会長職務代理</td> </tr> <tr> <td>協議会委員</td> <td>渡邊 亨</td> <td>一般社団法人足立区医師会理事</td> </tr> <tr> <td>アドバイザー</td> <td>推薦依頼中</td> <td>東京弁護士会推薦</td> </tr> <tr> <td>アドバイザー</td> <td>推薦依頼中</td> <td>東京社会福祉士会推薦</td> </tr> <tr> <td>アドバイザー</td> <td>稲葉 剛</td> <td>一般社団法人つくろい東京ファンド 代表理事（支援団体推薦）</td> </tr> </tbody> </table>		役職	氏名	所属等	協議会会長	岡部 卓	新潟医療福祉大学教授	協議会委員	坂田 誠	民生・児童委員協議会会長職務代理	協議会委員	渡邊 亨	一般社団法人足立区医師会理事	アドバイザー	推薦依頼中	東京弁護士会推薦	アドバイザー	推薦依頼中	東京社会福祉士会推薦	アドバイザー	稲葉 剛	一般社団法人つくろい東京ファンド 代表理事（支援団体推薦）
役職	氏名	所属等																					
協議会会長	岡部 卓	新潟医療福祉大学教授																					
協議会委員	坂田 誠	民生・児童委員協議会会長職務代理																					
協議会委員	渡邊 亨	一般社団法人足立区医師会理事																					
アドバイザー	推薦依頼中	東京弁護士会推薦																					
アドバイザー	推薦依頼中	東京社会福祉士会推薦																					
アドバイザー	稲葉 剛	一般社団法人つくろい東京ファンド 代表理事（支援団体推薦）																					

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 7月中旬 協議会（第1回）開催、諮問

令和6年 7月下旬以降 再検証部会（5回程度）開催

※ 部会委員による当事者及び区職員等関係者へのヒアリングもあわせて実施する。

令和6年12月中旬 協議会（第2回）開催、答申

5 今後の方針

協議会からの答申を得たうえで、今後の対応策を検討していく。